

か、こういうことについてじっくり勉強をして、その勉強の上で立つて計画的に、また段階的に転換を進めていくという場合が、非常に成功率が高いように思われます。

それから、いまの問題にも関係があるわけですが、第四番目に挙げられると思ひますのは、事前の調査の際に、やはり自分だけで考えている、あるいは身近の人に相談するというだけではなく、外部のいろいろの機関に相談に行き、知恵をかりるといふことが非常に役に立っているのではないかと気がするわけでございます。

さらに申し上げますと、新しい分野へ転換するときに、とかくつくることだけを考えるわけでございますが、大事な要素としては、できたものをどう売っていくか、この辺の見きわめなり体制づくりなりを相当慎重にやるべきが、成功に結びつく要因ではないかという感じがいたしておるところでございます。

いままでの事例を見てみますと、一般的には成功の事例が多いわけでございますが、やはり失敗の事例も率直に申し上げます。私も、やはり失敗は失敗として、その失敗から何かをくみ取って、次の転換をさらに円滑にするための知恵に結びつけていきたいと思っております。

失敗した事例は、いまの成功例といわば逆の形でございまして、たとえば申し上げますと、転換先の分野がどうも需要が思わしく伸びていかないというふうなケースがやはり非常に多々ございまして、それに加えて、調査が不十分であったり、最初はやかったけれども二年目ぐらいたつても息が切れそうになったりとか、販売力が弱体であるとか、それからもう一つのケースとしては、安易に入ってしまったけれども転出先の競争が思ひのほか熾烈でございまして、どうもこれは思ったほどの成果が上げられない、やはり前の方に戻った方がよかつたなどと迷つておる、こんな事例もあるわけでございます。こういう失敗は失敗として、私どもとしてはこれを有益な教訓としてく

み取っていききたいと思つておるところでございます。

○宮田委員 たいだいまの答弁に関連をするわけでございますが、いまおっしゃいましたように、事業転換にとつて最もポイントになりますのは、転換先の選択ということになるわけでございます。そこで、これから先有望な転換先、どういふところがよいかという研究もなさつておるのじゃないかと思つておりますので、そういうところをちょっと示していただいで、さらに強調いたしたいのは、誘導といひますか、指導といひますか、そういうことも考えていかなければならぬと思ひますが、その点についてはどうですか。

○岸田政府委員 いま、成功の要因として事業先の選択といふことがかなり大きな役割をしておるといふことを申し上げました。少し具体的な例でお話をいたしますと、たとえば新たに手がけようとする分野が生活環境の改善に資するというふうなものであるとか、あるいは健康なり福祉の充実に役に立つような分野であるとか、それからいまままでと違つて非常に資源節約的な新しい分野であるとか、こういったいわば環境の変化の中で長い目で見て将来性のある分野といふことが転換先として大切になってくるのじゃないかという気がするわけでございます。これからの日本経済は、いままでのような高度成長から、いわば安定成長の時代に移つていくというふうな言われております。こういう安定成長の時代になりますと、いままでのように量的な拡大というよりは、質の向上といふことが、生産する側にとつても、また消費をする側にとつても大きなファクターになってくるだろう、こういった質の充実といふところに着目をして、これからの国民のニーズがどう動いていくのか、これを敏感にキャッチすることが大切なのではないかと思つておるところでございます。

いま申し上げました幾つかのケースにつきましても、さらに具体的に申し上げますと、たとえば従来から転換でうまくいった事例の中に、生活環境の改善に役立つものといふことで、単なるプラスチックの雑貨をやつておつたという分野から、新しい家づくりの一環として組み入れられるような分野へ転換した事例、それから健康、福祉の充実と申し上げました具体的な事例といたしましては、金属洋食器をやつておつた、これがなかなか輸出の方で思ひしく伸びていかない、何か新しい分野へといふことで、いままでの金属加工技術を生かして医療用の機器へ転換していった事例であるとか、それからいままでは輸出縫製品を扱つておつたのが、消費生活の充実という方向を頭に置いて国内向けの高級衣料品、高級婦人服という分野へ行つて思ひもかけない成功を遂げた事例とか、こういった事例が幾つかあるわけでございます。いわば時代を先取りした企業者自身の意欲のある態度といふことが成功に結びついていたのではないかと思つておるところでございます。

善に役立つものといふことで、単なるプラスチックの雑貨をやつておつたという分野から、新しい家づくりの一環として組み入れられるような分野へ転換した事例、それから健康、福祉の充実と申し上げました具体的な事例といたしましては、金属洋食器をやつておつた、これがなかなか輸出の方で思ひしく伸びていかない、何か新しい分野へといふことで、いままでの金属加工技術を生かして医療用の機器へ転換していった事例であるとか、それからいままでは輸出縫製品を扱つておつたのが、消費生活の充実という方向を頭に置いて国内向けの高級衣料品、高級婦人服という分野へ行つて思ひもかけない成功を遂げた事例とか、こういった事例が幾つかあるわけでございます。いわば時代を先取りした企業者自身の意欲のある態度といふことが成功に結びついていたのではないかと思つておるところでございます。

○宮田委員 関連をいたしまして運輸省にお聞きしたいと思ひますが、おいでになつておりますか。昭和四十八年の石油危機に端を発した造船不況の実態につきましては、業界はもとより造船産業への依存度のきわめて高い地方自治体等からの窮状を訴える要望とか陳情書に言い尽くされておりますので、ここで改めて取り上げるまでもないことだと思ひますが、私ども民社党は、さきに中小造船業の対策を中心にして政府に申し入れをした経過がございます。業界は本法の早期成立を強く望んでおりますので、この際、運輸省に二、三質問をいたします。

まず、中小造船業は受注、操業度の低下から、一時帰休の手段では切り抜けることができず、深刻な雇用問題が発生をし、今後さらに増大する傾向にあると思ひます。造船関連下請企業の経営難を救済するためには政府はどのような施策を講じようと思ひますか、その点についてまずお聞きをいたします。

○間野説明員 御指摘のとおり、四十八年の石油危機を契機といたしまして、造船業の需要は非常に減退いたしました。工事量の低下に悩んでおる

と、この点が、本年度的予算におきまして、一応中小造船業でございまして、造船下請業が他に転換する有望な分野があるかないか、あるとすればどういふ施策を講ずればよいかというふうなことをまず検討する必要があると思ひまして、私どもの方に学識経験者あるいは元請企業の代表の方、そういった方にもお集まり願ひまして調査研究委員会を設けまして、転換先、それから従来は余り考へておりませんでした開発途上国向けの輸出の振興といったようなことについて種々検討いたしております。

また、造船下請業につきましても、その持つておる技能、技術といふものはわりに限られておりまして、その転換先というの也非常に限定されておる状態でございますが、現在のところ、下請業自身も、その持つておる技術から判断しまして、船舶解体業あたりを考へてはどうだろうかといふことを言つておられて、われわれとしても真剣にこれを検討いたしております。

目下考へておりますところは、ざつと以上のようなことでございまして。

○宮田委員 関連いたしますが、転換法の早期成立と、対象業種として造船業を指定することは当然と思ひますが、運輸省はいま解体業といふようなことをおっしゃいましたが、これだけでなしに、石油危機のときから相当日数もたつておるわけでございますから、転換先をどう指導なさるか、すでに研究もされておると思ひますが、どのような分野が考へられておられますか、わかつておりますならば、ひとつお願いを申し上げます。

○間野説明員 先ほども申し上げましたように、造船下請業につきましてもその技能がかなり限ら

れておりますので、目下のところ検討しておりますのは、先ほど申しました船舶解体業のほか、船舶の清掃業、それから船舶の沖修理業、こういったものを考えております。

それから、造船関連工業につきましては、これはかなり幅広い技術を持っておりまして、海洋開発関係の仕事でございますとか、公害防止関係、特に海洋汚染の防止関係の仕事、それから液化天然ガスの運搬船というようなものを考えておりますが、それに関連いたしました、断熱であるとか、冷凍関係の仕事であるとか、新しい分野が考えられますので、そういった分野についての転換の可能性というものを検討いたしております。現在、一応可能性のある分野としてはこういった問題が具体的に検討されておる段階でございます。

〔委員長退席、近藤委員長代理着席〕

○宮田委員 転換先のことにつきまして四、五お挙げになったわけですが、苦境にありませぬ業界の救済策として、さつきも言われました老朽船のスクラップの事業があるわけですが、いま申されましたようなこの事業に対する実効ある助成が当然必要と思いますが、そのためには予算というものが当然に必要になるわけでございます。来年度予算でこの種の関係についての程度をお考えになっておるか、それも聞かせていただきます。

○間野説明員 来年度予算におきましては、細かい問題から申しますと、現在検討をいたしております中小造船業、下請業、関連工業といったものの転換先というものが具体化してまいりまして、これを実際に転換させるためにどういふ問題があるかとか、どういふ措置を講ずればいふかというようなことをさらに検討したいということ、そのために予算的には大した金額ではございませんが調査研究費のようなものをまず一つ要求しております。

それから、先ほどの御質問で答えしましたように、私どもといたしましては、現在のところ船舶

解体業と申しますものが下請の技術といったものから考えましても非常に有望な分野であろうかと考えます。ただ、その船舶解体業を始めます場合に、初年度におきましては解体の工事というものが主になりまして売り上げに立ってまいりませぬので、解体用船舶の購入資金にかかわる金利負担でございますとか、そういった資金上の負担が非常に経営を圧迫するということになりまして、とりあえず初年度船舶解体業を開始するに伴いまして必要な船舶購入資金につきまして政府系金融機関からの融資というものと、先ほど申しました金利負担を軽減するための助成措置、そういったものを現在財政当局の方へ要求して折衝しておる段階でございます。

○宮田委員 もう一つお聞きをするわけですが、いま申し上げましたことは石油ショックということが大きな原因になっておるわけですが、いまふりには考えられないわけでございます。また相当大きく受注もありませんし、前のようにまた産業そのものが活発になれば、前のようにというふうにはまいらぬかもしれませんけれども相当に活発になった場合、せつがく事業の転換もした、転換をしたために後戻りできないという関係が起りますか、その点、いまここで答弁というのはいかがかと思っております。

○間野説明員 大変むずかしい問題でございますが、御指摘のとおり今回の不況は構造的なものでございまして、かなり長期化すると思っております。ただ、長期化するとは思っておりませんが、そのままの状態を推移するというのではなくて、貿易が進みますればやはりその荷動きというものは海上に依存する面が多々ございしますので、いまのような状態が続くわけではなくて、いずれは回復するものと思っております。

ただ、かなり長期化するということ、それから

ら特に先ほど申しました解体業を例にとりまして、これは資源の再利用というふうな面からやばり長期的に考えていかなければならない分野でございまして、現在のところは余り設備投資を行わないで、どちらかと言えば雇用政策的な意味も含めまして、それほど効率のいい解体業というものは考えておられないわけでございますけれども、いずれ造船業が回復するということもございまして、長期的には解体業というものは解体業で余り人員を食わなくてもやっていけるというふうな長期的な解体業についても考えながら、おっしゃいましたように何年かたつたらまた戻りたい、戻れないというふうな状態は避けてやっというふうなことがございまして、解体業というものはそういうことができる分野であると私は思っております。

○宮田委員 運輸省に対します質問はこれで終わりましたので、結構です。またもとに戻りますが、転換に関する助成をもっと手厚くすべきだという意見があるわけでございます。いままで、これまでの質疑でも出ておりました。本法による助成によって、従来からもその事業で努力をしている中小企業に対する助成がアンバランスを生じないように配慮する必要があります。いかと思っておりますが、その点についてはどういふお考えですか。

○岸田政府委員 先ほど申し上げました転換の重要性にかんがみまして、私どもは転換を円滑に推進するためには金融、税制等を中心とできるだけの助成を講じていきたいという考え方でございまして、たとえば信用保証の特例につきましても、今度提案いたしております考案方として、従来の災害なしの倒産関連とはばバランスをとった程度までの助成を考えていく。それから振興事業団の融資につきましても、ドルショック対策を念頭に置きたながらはばそれと均衡をとっていく。さらにまた中小公庫等の特別貸付につきましても、構造改善の前例がございまして、こういった従来の先例に置きながら、できるだけ手厚い助成をとい

う考案方では提案をした次第でございます。

ただ、それは申しましたも、確かにいま御指摘がございましたように、従来からその分野で努力をしております中小企業の方々のバランスということはやはり頭に置かなければいけないわけでございます。無制限に条件さえよければというふうな考案方ではなくて、従来の助成措置とのバランス等を頭に置き、また従来から企業をやっておられる方々とのバランスを頭に置いた一応の助成ということになるかと思っております。

○宮田委員 転換に当たっては従業者対策が重要な問題であることは言うまでもありませんが、都道府県知事が転換計画の認定をするに当たって、離職者ができるだけ生じないような配慮をすること、これを十分に指導すべきであると思っております。もちろん労働省の関係にも入ると思っております。通産省としてこの点についての考えがありましたらお聞かせ願いたいと思っております。

○岸田政府委員 御指摘がございましたように、転換ということでは新しい分野へ進出をする、この場合にはいわば経営者と従業者とが一体になって、力を合わせて仕事を進めていくということが基本的には一番大切なことではないかと思っております。転換に伴って離職者が出るというふうな事態は極力避けていくという考案方でも今後とも指導してまいりたいと思っております。

具体的には、都道府県知事が、お話がございましたように計画の認定をするわけでございます。その際に、内容を見ましてもいままのような配慮が十分行われているかどうかというところを一つの

チェックポイントにしまして、離職者の発生を極力防止し、さらにまた経営者と従業員とが一体になって新しい分野へ進出できるというような構えを応援をしたいと思うわけでございます。

○宮田委員 最後の質問ないし要望でございますが、ただいま離職者ができるだけないようにということをお願いしますが、これは労働者と関係するわけでございますが、処遇の問題についても十分な御配慮というのが必要じゃないか、この点も特に要望しておきます。

せつかく大臣がお見えてございますので、いまの状況の中で一番打撃を受けておりますのが造船業界じゃないか、こう思っているわけでございまして、大臣、造船業界の将来といいますが、造船業界そのものは経済全体のいわば動脈的な立場にあるわけでございますので、そういう点についてのお考えをひとつ最後に御聞かせ願いたいと思っております。

○河本國務大臣 先ほど運輸省との間に造船業の不況対策という点について若干の質疑応答がございまして、私も拜聴しておりましたが、私は、日本の造船業というものは世界のどの国の造船業よりも非常に強い競争力を持っておりますし、それから現在はこの一兩年不況でありまして、それからも、必ずしも現在のような状態が続くとは思いません。将来は明るいと考えております。でありますから、いましばらくの間しんぼうして、先ほど運輸省がお述べになりましたようないろいろな対策を立てながら、ここ若干の期間をしのげば、将来はまた開けていくであろう、かように考えます。

ただしかし、その間、お話のように、関連の中小企業が非常に多いものですから、それに対する万般の対策というものは怠ってはいけません、十分配慮しなければいけない、かように考えます。

○宮田委員 終わります。

○近藤委員 代理 荒木宏君。

○荒木委員 初めに、大臣にお尋ねいたしますが、不況が長期に続いて、中小企業の経営が大変

であります。大臣もよく御承知のとおりと思っております。私も産地を歩いてみまして、特に繊維の業者の声を聞いてみたのでありますが、いままで生業的な零細な業者が非常に粘り強く苦しみに耐えて営業を続けてきたおつたのですが、この粘り強さといいますが、表現はいろいろあると思うのですが、ある言い方をしますと、雑草のようなたくましさといえますか、続けてきたおつたのですが、とうとう秋を過ぎましてからどうにも持ちこたえられないというので機械をとめたという人に聞かれました。そういう人たちが希望が持てるような救済の対策といいますが、大臣の決意のほどをお聞かせいただきたいと思うのでございます。

○河本國務大臣 繊維産業は御案内のように設備が過剰でございますので、やはり構造的な問題が根本に横たわっております。そういうこととありますので、通産省といたしましては、いま有識者の意見等を聞きまして抜本的な対策を立てますと同時に、新しい繊維の構造改善事業に取り組みべく着々準備をしておるところでございます。ただし、いまお説のように、ことしの上半期までは比較的順調に回復するかに見えました業界が、夏以降また再び経営が悪化しておりますので、緊急の対策といたしましては、政府系三機関による融資の返済猶予であるとか、あるいはまた担保の見直しによる再融資とか、そういう緊急の金融対策等もあわせて考慮していかねればならぬと考えております。抜本的な対策とあわせて緊急の対策を並行して進めていく、こういうことが肝要ではなからうかと思っております。

○荒木委員 いま提出されておりますこの事業転換の対策法について少しお尋ねしたいと思っております。

今度の法律の十条と、それから前の新構改法の中にもやはり十条で同じような指導、援助の条項があったと思っておりますが、これはどういふふうに違っておるか、ごく簡単に、もし違いがあればその特徴を御説明いただきたいと思っております。

○岸田政府委員 従来の転換の事例をいろいろ調べてみますと、転換の中で成功した事例におきましては、事前によく調査をし、しっかりとした計画のもとに進めるといことが非常に成功の要因になっておるように思っております。調査と申しましたもいろいろございまして、いままでやってきた業種がこれからどうなっていくであろうかということだけでなくて、転換する先の業種におきましてその需要の見通しはどうか、販売ルートというのはい体どうなっておるか、どういふ技術が大切であるか、資金はどの程度要するか、さまざまな要因についてなるべく入念に勉強をし、その上で計画的に踏み切っていくということが大切のように思うわけであります。

こういった情報につきましては、個々の企業では入手の限界がございまして、外部にしっかりとした相談相手があることが大切ではないかと思っております。その相談相手といたしましては、一つは、中小企業振興事業団に中小企業情報センターという組織がございまして、ここでいろいろの情報を集めて、都道府県なりあるいは商工会、商工会議所、これらに適宜情報を提供いたしております。この仕事の中で、最近転換に関するいろいろの問い合わせが多いものですが、特に転換の問題についての特別の室を先般発足させまして、ここで各種の業界の事情だけではなくて、従来の転換事例も調査をし、その情報を提供するようにいたしたいと思っております。

さらにまた、都道府県の窓口におきましても、中小企業に関するいろいろの相談を受けております。これらの活動におきましても、いま申し上げましたような転換のこれからの重要性にかんがみまして、特に親切に相談に乗ってあげるようにしたいと思っております。中小企業の中でも特に零細な方々にとりましては、転換はしたいけれども一体どうやっていいのか迷っておられる方も多いと思っております。そこで、こういふ小さい方々には特に親切に相談に乗ってあげられるように気をつ

けていきたいと思っております。

なお、お話の中で繊維の構造改善臨時措置法と転換法というふうな違ふのかという点でございまして、繊維の場合におきましては通産大臣が指導、助言に当たるといことになっております。のに対して、転換法の場合は「国及び都道府県は」という形になっておることが相違点かと思っております。しかし、やはりいずれの場合にも親切に相談に乗ってやり、助言をしてあげるという意味合いでは趣旨は似ておるのではないかと考えておるところでございます。

○荒木委員 そうしますと、具体的にはどうなんでしょうか。産地を歩いて聞きますと、いままで続けてきた生業的零細業者が、工賃一つ見ても全然ろばんに合わない。いま長官も言われたのですが、さりとてなかなか従来の能力を生かした新しい仕事も産地の一つの特性もあって見出しにくい。私が聞きました例はたまたま、いまの機械を動かしておれば赤字が続くという状態よりも、野菜を仕入れて、そして住宅の前で露店で販売をする方がまだ生活のたつきになるというので、八百屋を始めた、こういう話なんです。転換の仕事は八百屋に限りませんけれども、そういうような性質の話が問々相談があるわけでありますが、これは、たとえいま一つの例として言いましたのは大阪南部ですけれども、具体的にどこへ出向いてどなたに御相談をすればよろしいでしょうか。

○岸田政府委員 零細な中小企業の方々でも、転換に成功した事例はかなり多々ございまして。たとえば通産省の中に一昨年発足いたしました小規模企業相談室にも、自営でやってこられた方が何か新しい分野へ進出したいのだがという御相談に見えまして、その相談の結果がまとまって新しい分野へ転出された事例を私も承知しておりますし、それから他の事例といたしましては、フランチャイズチェーンの実態調査の中で、いままでやってきた業種から新しい分野へ転換して成功された自営業主、あるいは従業員一人、二人といった方々

の事例もたくさんあるわけでございます。これらの例を見るにつけても、やはり中小の中で特に零細な方々といえども、うまく相談に乗ってあげ、また応援をして差し上げれば、新しい道が十分開け得るチャンスはあるだろうと思っております。ところでございます。

いとお話の中で、織維の機屋さんの中には露店を開いておられるというケースのお話もございましたが、私はやはりそこへ行く前に手を打って、もっとうっかりした転業のチャンスがあったらもつといい答えが出るのではないかと感じました。本当に押し迫ってきてカンフル剤を打つよりは、少しでも体力の元気なうちに滋養剤を飲んで転身を図るといった方がより望ましい状況でございます。そのためにも、やはり何とかして早くに助言、指導するという体制が必要かと思っております。

どこへ行つたらいいのかというお尋ねでございますが、私もいろいろな窓口でできるだけの御相談に乗るつもりでございます。教え上げてみますと、商工会、商工会議所には小規模企業に対する経営指導員が配置されておりますし、それから中小企業庁及び通産局には小規模企業に対する相談室が用意されております。さらにまた都道府県の総合指導所はまさにこういったことが本来の仕事であるべきでございます。個々の中小企業の方々が自分で考えられ、また知人に相談されることに加えて、いま申し上げましたような各種の窓口を積極的に早目に利用していただけるようになってほしいものだとお思っております。ところでございます。

○荒木委員 相談に行きまして、そこまで行く前にという話ですが、いままでも制度融資なんかはいふんと受けて、そしてなかなか返し切れないまままでこへ来た。転換しようにもいふん重荷をしょっている人も少なくないですね。そういういた指導とか助言とか援助の中で、そういう政府系の制度融資その他の借金の荷が軽くなるような、当面どんな事業にしろ転換して車が回り

出すまでも少し楽になるような、そういった援助も具体的に期待できるのかどうか。もちろん借りたものは返さなければならぬというのは、これはだれしも承知しておることですけれども、時期の問題もあり、そういう点にもひとつ親切にいうお話がありましたので、長官のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○岸田政府委員 転換がうまくまいりますためには、一つはいま話に出ております指導、助言のよい悪いは知恵が大切でございます。また第二番目としましては、お話に出ておりました金融その他の資金的な対応策、いわば金の面、それから三番目には従業員との関係における人の和、この三つがうまく組み合わさって応援ができる、こういう体制になることが必要であらうと思っております。ところでございます。

そこで、資金の面につきましてですが、今回の法律の制定を機会に、金融面でも一般の金融の助成に加えて新しい応援をするべき準備を進めておるところでございます。具体的には、中小企業金融公庫という制度がございまして、中小企業金融公庫という制度がございまして、これが法律の制定によって活用できることになると、それから二つ目は中小企業振興事業団で事業転換合同事業あるいは共同転換事業、さらにまた設備共同廃棄事業等の制度がございまして、これがこの転換法の成立に伴って活用の道が開かれることにならうかと思っております。

さらにまた、信用保険の面におきましても、一般の保険と同額、別枠ということで、市中からもこの制度を活用することによってお金が借りやすくなるという道も開く予定でございます。この信用保険の特例におきましては、てん補率も普通保に引き上げるとか、保険料率につきましても大体一般の三分の二程度の保険料率で保険が引き受けられるように予定をいたしておるところでございます。私もいまま申し上げましたような各種の助成措置を一番うまく組み合わせて、転換に関す

る金融上の心配というものを少しでも減らせるように努力をしてみたいと思っております。

お話の中で、助成措置はともかくとして、本当に困って従来からたくさん借金があるし、制度があってもなかなか使えない場合があり得るのではないかと御懸念がございましたが、私どもはこれらの制度的な条件整備と並びまして、運用の面でも、担保の取り方とかいう面ではなお工夫をしてみたいと思っております。また担保力が不足するというようなときには協同組合で連帯保証をするというような補強手段も活用できるかとも思っております。さらにまた考えてみれば、場合によってはリース方式というふうなものも活用して、余り金融上の負担を多くしない形で新しい設備を導入する、こういう工夫もケースによっては必要になってくるのではないかと、こういうことを頭に置いておるところでございます。

○荒木委員 ここで少し構造要件について関連してお尋ねしておきたいのですが、いま安定事業として行われてきました織維関係の登録制度の存廃について意見が出ておられるように聞いておりますが、これはすでに昭和二十九年以来二十年以上わたって続いてきております。

生活産業局長 お見えになってますね。改まつてお尋ねするものもありませんけれども、団体法で二十一年続いた登録制度を認めた趣旨といえますか、二十年続いた登録制度を認めた趣旨といえますか、二十一年続いた登録制度を認めた趣旨といえますか、これを簡単に初めに御説明いたしたいと思います。

○藤原政府委員 お答え申し上げます。いままお話のございました登録制度でございますが、御承知のように昭和二十九年からずっと一年ごとの制度を延長して二十一年になるわけでございますが、中小企業の安定という観点を主にいたしまして、特に設備の過剰ということからすると、この業界の混乱というものを防ぐために、主として設備登録制というものをとってきた、このように理解しております。

が行われておる、そのことが取引の円滑な運行を阻害する、経営の安定に重大な悪影響がある、あるいは著しい支障が生ずるとか、いろいろな要件がありますけれども、従来認定してこられたのはそういう要件をやはりきちっと満たしておる、つまり、そうしなければ経営の安定に非常に重要な悪影響を受けるし、また経済の発展に著しい支障が生ずるということを認定し、そして二十一年に及んだ、こういうふうに向つてよろしゅうございませうか。

○藤原政府委員 毎年の安定審議会では、いま先生のお話のような条件につきまして一々議論をいたしまして今日まで延長してきたという意味合いから言いますと、その条件を確認したということも言えるわけでございます。ただ、その過程におきましては、毎年果たして十分にその条件を満たしているかどうかというふうな点につきましては、相当に議論を重ねてまいりましたわけでございます。結論としては一応そういうことを認めて延長してきたということであらうかと思っております。

○荒木委員 局長、これについては業界の方はどういう意見ですか。川上、川中、川下、いろいろありますけれども、特にいろいろ言われておる川中の紡織、なかんずく織布関係ですね、これはどういうふうな意向だということに承知しておられますか。

○藤原政府委員 各段階でいろいろ御意見があるようでございます。いま先生御承知の織工審の方で基本的な問題を検討しているわけでございますが、私もいまま承知いたしております限りにおきましては、織布段階におきましてはどちらかといえますとさらに延長というふうな議論の方が多いうように承知しております。

○荒木委員 そうしますと、一応従来から二十一年間その都度議論をされて、この存続が重大な悪影響だとかあるいは著しい支障を避けるためにも必要であったということどういった措置をとり続けてこられたし、業界もそういう存続の意向が強いということであれば、混乱を避けるために

も、よく実情に即して、特に当事者である業界の意見を十分聞いて、慎重に納得のいくようなあり方で行政を進められるのが基本的なあり方ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○藤原政府委員 いま御説明いたしましたようなこととずつと延長してきたわけでございますが、本年につきましても十月に一応一年の期限が切れるわけでございます。最近のうちに安定審議会に來年度の問題を諮問するという形になるわけでございますが、私どもといたしまして、とりあえず本年の審議会にはさらに一年延長というところでお願いをしたい、このように考えておるわけでございます。

なお、現在、先ほども申し上げましたように、登録制度自体につきましては、繊維の構造改善問題と絡みまして基本的な論議がいろいろあるわけでございます。それは織工審の政策小委員会でも基本的に検討中でございます。その検討結果を待ちまして、將來少し長いタイミングの問題としては考えてまいりたい、一応現在としてはそのように考えております。

○荒木委員 そうでしようけれども、心構えというか、基本的な考え方というか、業界の実情に即して慎重に混乱を避けるように処置をすべきではないか、これを伺っておるのですが、それはそのとおりじゃないですか。

○藤原政府委員 急激な変化を避け、混乱を避けることが必要であるという御趣旨においては、先生のおっしゃるとおりでございます。

○荒木委員 おととしてしたか、議員立法で、納付金を納めてこの権利を認めるといふ措置がとられたのは、あのときに当時の大臣がしきりに言われたのは、正直者が損をしないように、こういうことを言っておられたのですけれども、納付金の措置がまだ始まって間がない。ついこの間です。にわかにならぬと、いま急激な変化を避けるにしようなことも一面あるのではないですか。金を出し

てそれで権利をつける、今度は論議の方向としてそれはやめだというふうなことが出るとすれば、その点の混乱というものがかえって生ずるのではないか、こういう意見があります、いかがですか。

○藤原政府委員 いまお話しの特例法でございますが、期限が五十三年の六月まででございます。これまでは全部片がつくわけでございます。それまでにはそう急激な変更が行われるということとは確かに望ましくないというふうなことを考へております。

○荒木委員 いまの特例法で、はっきり今度の構造改善の所期の目的を一〇〇%達するというめどは立っておるのですか。いま大体二十件ぐらいでしよう。繊維の旧法、新法、それから前の特例法、法律はいろいろあったわけですが、いづれも大体不発に終わったというのが大方の評価なんです。今度の分は、いまおっしゃるようであと三年ですか、たてば、目的どおりきちっとい、これは間違いないというふうな言えますでしょうか。

○藤原政府委員 いま申し上げました特例法といふものは、繊維の買い上げの特例法でございます。五十二年六月までと、先生いまお話しした構造改善の方の繊維の新法でございますが、これは五十四年の六月まででございます。現在、それまでに構造改善が完了すべく鋭意取り進めておるわけでございます。

おっしゃいましたとおり、いままでのところ確かに構造改善の案件というものは当初予想したより少ないわけでございますが、こういう制度は大体におきまして発足当時はなじみがなかなかできませんので、初め件数が少ないわけでございますが、本年度あたりから非常に進歩する傾向が見えておるわけでございます。現在政策小委員会で論議いたしておりますのも、何とか繊維新法の期限内に構造改善を達成できるよう方策を考へたいということと鋭意御検討を願っております。ふうな次第でございます、私どもといたしまし

ては、繊維新法の期限内に構造改善をやり遂げたというふうな考へておる次第でございます。

○荒木委員 願望はともかくとして、これは業界の納得と協力といふことが、協力なしにできることとじゃありませんか。いまさっきも局長がおっしゃったように、いまのままで廃止という方向を出すのは関係のところは反対だという意見が強いわけでしょう。そのままでやっております。うのは、ちょっと考えられぬのですけれどもね。混乱が生ずるか、あるいは別の矛盾が起こってくるか、当事者がやはりそれをやりましようという

ことでなければ物事はうまくいかぬと思うのです、幾ら願望が強くても、従来の経過をならんになってもよく反省されておると思うのですけれども、業界が、よし、やろうというふうになるまでは、軽々にそういう方向を出すのは好ましくない。私は思いますが、いかがですか。

○藤原政府委員 お説のとおり、業界の自発的な努力というものがありませんければ、まず構造改善といつてもなかなか進まないというところは全く同感でございます。したがって、全くその意に反したことを強行するというふうなことができないはずはないと思っております。

〔近藤委員長代理退席、松永委員長代理着席〕
したがって、設備登録問題に關しましては、現在私どもとしてはむしろ白紙でございます。織工審の方の御意見がどういふふうに出るかというのを待つておるという状況でございます。したがって、来年度につきましては一応延長というところで本年度の安全審議会に提案をする、こういう段取りと御了解願いたいと思つております。

○荒木委員 業界の納得がなければうまくいけません。これは実態に即したお考えの表明だと思つておりますが、それから、いまは白紙だと思つたの論議はいろいろあります。承知しておりますが、通産省の方も、筋としては廃止の方向という

ような報道が出たりもするものですから、なおのこといろいろな論議がまた派生的に起こってくる。ですから、いまの段階では白紙ということなるといふことをもう一度確認をしていただきたいと思つております。生業的な業者のいまの救済、そして本当に自分で自力も強めつつ進めていこうという意欲をひとつ盛り立てるためにも、いまの当事者の意思尊重ということ、これはもう一度確認をしていただきたいと思つております。

○藤原政府委員 当事者の意思に反したことを強行するということは、先ほど申し上げましたとおり、私どもやるつもりもございません。ただ、当事者の意思といふものも相当多岐にわたつていふような感じはいたしております。

○荒木委員 そうしますと、一口に川中と言つたつていろいろな業者がありますし、それから川下の方へ行くともう一ついろいろ分かれてはいる面もありますから、やはりそこところは実情に即して、そこそそき細かな対策という意味からも個々に十分意向をくんでいく、このことをひとつしっかり踏まえていただきたいと思つております。中には、もしもそういう方向が出るのなら審議会の委員をやめることも辞さぬぞというふうな声もあるというふうにも聞いておりますし、これは通産省としても好ましくないことだと思つております。ですから、いま私の申しましたいろいろな声はあるでしょう、しかし、その大きな声、それから特に個々の実情、業界の実態とその意見を原則にする、これは局長、よろしゅうございませぬ。

大臣にもいまの点はひとつ御確認いただきたいと思つております。当事者の意向を十分尊重して、納得のいくようなお取り扱いをお願いしたいと思つております。一言だけ御意見をいただきたい。

○河本國務大臣 そのような方針を進めていきたいと思います。

○荒木委員 公正取引委員会の方が見えていただいていと思つておりますから、事務局長にお伺ひした

でやるよりはむしろ新しい分野で自分の力を発揮したいというふうな考えられる方もあろうと思ひます。この辺はまさに中小企業の方々がそれぞれの持つておられます独自性なり個性なりというものを生かして将来の設計図を考えられることになるかと思ひますが、残つて合理化を進める、それによつて十分なる国際競争力を備へ、あるいは新しい環境に耐えていけるだけの力を備へていこうということであるならば、これは従来の中小企業施策として進めてまいりましたれば近代化、合理化の線に沿うものでございませうから、金融面、税制面等で従来からやっております施策を十分活用していただけるのではないかと思ひます。

新しい分野へ転向するということになりますと、やはりそれだけに新人としての悩みがいろいろございませう。この悩みを少しでも少なくして、新しい分野で早く実力を発揮していただくようにするために、今回の法律におきまして、金融上、税制上あるいは労務面、指導、助言の面、これらの各般の面における応援体制を整へた次第でございませう。なお、転換した先における既存の業者との関係、これもやはり頭においておかなければいけませんので、転換計画の認定に当たっては、その辺の配慮も頭に置きながら認定をするということにいたしましたと思ひます。

○近江委員 ドル対法あるいは特惠対策に基づいていわゆる転換を図つた企業も数多くあると思ひますので、現行までどのくらいあったのか、またこれらの企業に対してその後どういふ追跡調査をやつてきたか、その問題、それからもう一つは、こうした企業の融資状況及び返済状況はどうなつておるか、この二点についてお伺ひしたいと思ひます。

○岸田政府委員 従来この転換に関連した特別な立法としては、御承知のとおり特惠対策法と、それから国際経済調整臨時措置法と一つございませう。この二つの実績について御報告させていただきますと、まず特惠対策法につきましては、実績はゼロでございます。と申しますのも、この特惠

対策法が制定されて、すぐ引き続きましていわれるドルショックが起り、それに関連をして国際経済調整臨時措置法が制定されたということから、問題のありませう業種がほぼこの新しい法律の適用対象に組み入れられることになつたという経緯がこの背景にあるわけでございます。

そこで、国際経済調整臨時措置法の適用実績でございませうが、この法律によりましていわれるドルショックの影響を受けたという認定を受けた企業がネットでは約二万企業ございませう。その中で、このショックを一つのきっかけとしまして事業転換を図らうということがこの法律に基づく六条の認定を受けたケースが、合計六十五件になつておるわけでございます。これは思ったより少ないのではないかと印象をお持ちかもしれませんが、この国際経済調整臨時措置法は、いわゆるドルショックに伴うショック緩和といふところの一つの大きな柱がございませう、その面では約二万企業が対象になつてきたわけでございます。一応それで当面の苦しい局面を切り抜けたらという企業もございませうし、また転換をするという場合にも、この法律に基づく正規の手続を経ずにやられたケースもいろいろあるのではないかと察しておるところでございます。

いま申し上げました中で、現実に転換計画を持ち出しました六十五件のケースにつきまして、いろいろ内容を調べてみました。この転換計画の認定を受けたものに対する融資実績でございませうが、五十年十二月末現在で見ますと、中小企業金融公庫で五十一件、金額にいたしまして十一億三千八百万円が適用されております。それから国民金融公庫関係では二十一件、金額で一億二千九百万円が実績として報告されております。さらに振興事業団の設備共同廃業事業を実行いたしましたケースが三件、金融の実績で十三億三千百万円と報告をされております。

これらの転換計画に関連をして追跡調査も実施をしたわけでございますが、その結果をあらまし

御披露いたしますと、トータル六十五件の計画提出の中で、結局計画だけで実際に踏み出すに至らなかつたケースが二件ございませう。実施したケースが六十三件あるわけでございます。その中で、予定のとおり転換が行われ、一応成功したという答えが返つてまいりましたのが四十七件で、全体の七五％になつております。逆に、いろいろ計画したけれどもどうも思うようにいかなかつたという答えが返つてまいりましたのが十六件になつております。やはり新しい分野をよく見きわめて、十分なる計画のもとに転換が行われたという場合に成功する事例が多いのではないかと感じがしておるところでございます。

○近江委員 国際経済上の調整措置が実施されて、いま報告があつたわけですが、そういう対象以外の企業の中で転換した企業というのは、中小企業庁では大体どのくらいかんでおるわけですか。

○岸田政府委員 中小企業は、新しい経済情勢に応じて何をこれからの仕事としていくか、絶えず研究もし、その研究に従つて新しい分野の転換も逐次行われてきております。この辺の実態が全体としてどうなつておるかということ、実は中小企業庁でも調べてみました。その結果を見ますと、四十二年から四十六年にかけての間で、製造業全体として見ますと、一二％の事業所が何らかの意味での転換を行つておるといふことが報告をされております。それから商業の場合で見ますと、四十六年から四十八年にかけて御売業で一五％、小売業で一七％が商品分野の転換を行つておるといふ報告も出されておるところでございます。

○近江委員 こういふ把握ということ是非常にむずかしいと思ひますが、大体いま御報告いただいたのはちよつと古過ぎると思ひますね。やはり高度成長の時代から低成長の時代に入つておるわけ

ですから、状況も相当変わつてきておると思うのです。中小企業庁、政府の指導というものは、常に時代におくれたそういう指導の仕方ではないか、わけですね。先取りをして指導性を発揮していく、そのためには実態をいかに把握をしていくか、こういう点、これ以上突っ込んでお答えが出ないと思ひますから、ひとつ今後十分実態を把握していただくように強く要望いたしておきます。

○岸田政府委員 これはいろいろ必要な要因があるかと思ひますが、一番大事なのは、どういふ業種へ転換をしていくか、その辺の選択の問題ではないかという気がいたします。新しい分野へ転換を図つて、その分野がいわば新しい国民のニーズにうまく適合していくことであらば、需要も拡大いたしますし、新天地も開けてくる、こういう関係になるわけでございます。

従来事例を見ますと、成功した場合の背景といたしましては、これからの新しい生活環境が変わつていくことに適合していくような業種を選んだケースであるとか、それから次第に健康なものは福祉ということが重視されるようになってきておると思いますので、その辺の動向を見きわめて業種を選んでいったというケースであるとか、それから次第に省資源、省エネルギーということが定着をしてきておりますが、このような新しい動きをキャッチしたような分野を選んでいったとか、いわばいま申し上げましたようなことは新しい国民ニーズにうまく適合した場合といふことを総合的に申し上げられるのではないかと思つておるところでございます。

ことをよく見きわめながら、その需要に應ずるような情報提供を行うことを、中小企業庁としても、また関係機関としても心がけてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○近江委員 どちらかといいますと、高度成長の時代におきましては比較的状况としてはやりやすいと思うのですが、先ほど申し上げましたように、低成長の時代に入っております。時代的な背景は、非常にむずかしい状態に入っておりますので、そうなるまいりますと、いま長官もおっしゃったように、じっくり勉強して計画をつくっていく、そのためには情報提供が必要である、確かにそうだと思うのです。その点、政府といたしましては、また府県におきましては、これは具体策を、やはり十分なものを練り上げておかなければならぬと思うのです。どういうことを練っているのですか。

○岸田政府委員 御指摘になりましたように、高度成長から安定成長に変わってまいりますと、転換をめぐる環境は厳しくなっていくのではないかと、そういう感じがするわけでございます。ただ、高度成長の場合には、ある面では、どの新しい分野へ行っても何とかなるという態勢にあったような感じがする反面、いまのままでも十分経営が成り立っていくので、新しく転換などということを余り考えずに済ませる向きも同時に多かったのではないかと気がいたします。ところが、これから安定成長になってまいりますと、環境が変わっていく、いまのままではなかなか先の明るさが見えてこない、やはり真剣にこれからの企業をどう持っていくかというのを考えざるを得ない状況もいろいろ出てくるように感ずるところでございます。

そこで、こういう中小企業の方々の悩みを受けまして、新しい分野へ何とかうまく転換できるようにお手伝いをしようというのがこの法律の趣旨でございます。この転換を円滑にいかせるようにするための助成策としては、金融面の対策、税制面の対策、労務面の対策、さらにまた指導、助言

の対策、これらの対策が一体となって推進される必要があると思っております。

特に、いまのお話の中で指導、助言について強調をされたわけですが、この指導、助言につきましては、たとえば商工会、商工会議所に置かれております経営指導員を活用するとか、あるいは中小企業庁、通産局に置かれております小規模企業の相談員を活用するとか、さらにまた都道府県の総合指導所がその機能を発揮するとか、いろいろの窓口で中小企業の方々の悩みに対して親切にこたえられるように今後とも気をつけてまいりたいと思っております。

○近江委員 いわゆる成功したポイントの最大のもの、どういう業種に転換していくか、この新分野の選択を誤らなかつたというところをおっしゃっておられるのです。これは非常に大事なことだと思っております。そうすると、あなたがいま言われた商工会議所の指導員からよく指導さすとか、そういう人は、いわゆる方向といいますが、そういうことを明確にそこまでつかんでやっていくのですか。別に指導員の方の能力なり、情報を把握している、してない、そういうことを疑うわけではないのですが、こういう大きな点についてはやはり政府が強力なリーダーシップを発揮すべきではないのですか。非常に薄弱な感じがしますよ、その点は。

あなたはそういう制度の活用のことばかりを強調されておられるのですが、政府として確とした、こういう方向がいいのじゃないかというものを示してあげなければいけないのではありませんか。非常に弱いですよ。成功の最大のポイントはそこにあるとおっしゃっておられる。ところが、その一番のポイントのところは薄いんですよ。そんなことではうまくいきませんよ。何ほ金融上、税制上と言っても、あなた方がどういう方向に誘導していけばいいかということも考えなくて、場当たり的に思いつきで、まあいいだろう、それで打つ手が実らぬじゃないですか。この点は大臣はどのようにお考えですか。

○河本国務大臣 やはり転換の参考には、いまお話しのように政府としてもいろいろ積極的なアドバイスをするということが必要だと思っております。

○岸田政府委員 私は、中小企業の方々のいうのは本当に自分の経営というものを日々考えておられ、そしてその経営の反省の中であつたの経営をどうするかということについて絶えず知恵をこらしておられるのではないかと思っております。そういうふうな努力がいわば積み重なって、今日製造業の出荷額の半数以上を占めるというふうな中小企業の地位ができたのではないかと。ある意味からいいますと、中小企業の方々のいうのは非常にたくましい力を持っておられるような感じがしておられるところでございます。

そこで、いまお話の中に新しい経済情勢の転換が起こったときにどこへ行くかというところについてもっと積極的にこれこれというふうな指導の仕方まで考えてはどうかという御意見でございますが、私も私としてはポジティブリストで特定の業種を挙げるといよりは、むしろ企業の方々の自主的な体制のもとに、おれはこうやってこう行くのだという腹を決めていただいた上でそれを指導し応援をするという方が、やはり実際としてはうまくいくのではないかと気がいたします。一つ一つの企業の方に、あなたはこちへということを言おうと思つても、これはもうおのずから限界があるところでございます。したがって、私もどもとして、中小企業の方々がいままで持つておられる資本なり技術なり経験なり、あるいは従業員というものを頭に置いて、そしてこういう道があるかもしれない、ああい道があるかもしれないというふうな幾つかの具体的な相談がありましたときに、そこへ行けばこういう問題がありま

すよというふうなことでお話し相手になりながら、結果としてその企業の方々の決断をお手伝いする、そしてその決断をされたことについて金融面等での応援をする、こういうふうなやり方を念頭に置いてこの法律を考えた次第でございます。

○近江委員 立場もわかるわけですが、何回も繰り返しますけれども、中小業者にとりましては、計画をつくってやらうというところをおっしゃっておられるわけですが、そのためには情報提供というものはものすごく大事です。中小業者もあなたがおっしゃったようにたくましい力を持つておられる。確かにそうですよ。施策はあるけれども中身が薄いような、そういう政府の中小企業対策であつた。その中で皆ががんばつてきているわけですよ。たくましい力は確かに持っている。それによつてどうにか今日まで来たように思うわけですが、そればかりに頼つておつたのではだめです。ですから、情報をできるだけ、政府機関、都道府県、商工会も結構です、あらゆる情報を提供して、これが一歩大事なんです。それをやはり本腰を入れてもらわなければ、じっくり勉強しろと言つたって、そういうあなた方の情報の提供が薄ければ勉強する素材がありません。現場だけのそういう感覚的なことだけではやはりだめなんです。あなた方が提供するそういうきちっとした資料に基づいて、そして現場のそうしたものと組み合わせて業者が決断をする、それが大事だと言つておられるのです。情報提供をうんとがんばってくださいよ。それはやれますか。

○岸田政府委員 私自身もこの転換の従来の事例をいろいろ見ておりました、情報提供の重要性というところを身にしみて感じておられるところでございます。

ある調査によりますと、中小企業の方々の中にも、どうもいままでのままでやっていくことでは先が見えておられない感じがするし、何か新しい仕事はないものだろうかと思つたら、なかなか踏み切れないでおられる方がたくさんおおいになつておられます。こういうふうな方々が、実は気楽に相談に乗つてもらえる相手があればと恐らく思つておられるのではないかと思つておられます。先ほどいろいろ窓があるというふうな申し上げが、単に窓口へ気楽に行つて、やはり行つただ

けのことはあったと思えるようになることが大切であるかと思ひます。

転換の問題につきましては、従来とかく資料が不足をいたしておりましたが、昨今転換の問題について特にいろいろの勉強をいたしておりますし、さらにまた、経営指導員等の方々について、転換の問題を中心とした特別の研修を行うというようなことも考えております。次第に親身に相談に乗れる体制ができていくことになるだろうと思つておるところでございます。

○近江委員 今後の政府の努力を待つわけでございますが、その相談に行つた、そういう人が自信がないことでは困るわけですよ。皆さん自信をお持ちだと思ひますが、そういう担当の人については十分ひとつまた今後もしっかり勉強していただくように、政府としては十分研修等をやつていただきたい。また、政府自身が積極的に中小業者等にそうした資料を提供してもらつて、これをひとつ強要望したいと思ひます。

それから、今回の法案は、従来のいわゆるドル対法、特惠法、こういうものを発展的拡大して一体化されたわけでありますが、これまでのこうした転換対策と比べて評価される点というのはどこにあるわけですか。

○岸田政府委員 特惠対策法は、昭和四十六年にわが国を含む先進諸国が発展途上国に対し特惠関税を供与することになったことを契機として、大きな影響を受ける中小企業に対し緊急に転換対策を講じようということで設けられた法律でございます。

さらに、続いて出ました国際経済調整措置法、これは昭和四十六年八月のアメリカにおける輸入課徴金制度の実施及び昭和四十八年二月の円の変動相場制への移行、こういった国際的なショックを受けまして、こういうショックを何とか緩和しよう、そして場合によっては新しい分野へ転換することを応援しよう、こういう趣旨で設けられた法律でございます。いずれの場合にも、いわば外から大きなショックが与えられたということを契

機として、緊急難的な転換対策であったということが言えるのではないかと思ひます。

これに対する御審議を願つておりますが、転換法は、いわば今後予想されるいろいろな事態を頭に置きまして、一般的に転換というものを対象とし、そしてこれらの予想される事態に対して積極的に受け皿を用意しておこうという意味合いでございます。

助成の中心としましては、従来の各種の法律とはほぼ同等、あるいは若干それにプラスアルファの助成措置が裏づけとして用意をされておる次第でございます。

○近江委員 本法を十年間の時限立法になぜしたのですか、その理由についてお聞きしたいと思ひます。

○岸田政府委員 御承知のとおり、従来高度成長を続けてまいつた日本経済が、石油ショックを契機として非常に大きな混乱を経験したわけでございます。そして、その混乱からようやくいま立ち直りかけまして、これからは新しい日本経済の姿を描いていかなければならない時期に来ておるよう思ひます。言うなれば、従来の高度成長から安定成長経済というものに移行し、その中で量から質へ日本経済を変えていくということが課題であらうかと思ひます。こういう意味合いで、各種の経済計画もこの十年というものを非常に重要視し、それに対応するビジョンづくりを進めておるところでございます。

提案をいたしました転換法は、いま申し上げましたことを背景にいたしまして、この十年間が日本経済のとり取りの一つの転換であるという意味合いで、とりあえず十年間というものを転換の助成の対象期間とし、それが一応過ぎましたところから次の新しい対応策を考へるといふ考へ方をとつた次第でございます。

○近江委員 本法の金融措置を見ますと、事業転換特別貸付におきましては、中小企業金融公庫の貸付限度が一億五千万、国民金融公庫は千五百万、金利は双方とも八%になっておりますね。貸付

期間が十年、据え置き二年とするという予定を聞いておるわけですが、金利について申し上げてみますと、これは小規模経営改善資金融資制度と目的は違ふと思うのですけれども、この制度におきましては七%になっておるわけですね。そうしますと、転換に伴う大きなリスクを考へた場合、少なくともこの制度と同じ七%あるいはそれ以下の金利であつていいのじゃないか、このように思つたわけですが、金利の引き下げということは考へてないのですか。

○岸田政府委員 現在、中小企業金融公庫及び国民金融公庫の基準金利は、御承知のとおり八・九%になっておるわけでございます。これに對しては新しい法律に基づく転換法、やはり転換といふのは新しい分野へ進出するのでそれなりのいろいろな苦勞があるであらう、これを少しでも激励したいという趣旨から八・〇%の特利というものを適用すべく五十一年度予算において決定をしておるところでございます。ただ、実は来年度の予算要求におきましては、この八・〇%という金利を七・五%に下げることができないものだろうかどうだろうか、こういうことを一応検討課題にいたしておるところでございます。

転換を実際に行います中小企業としましては、やはりいろいろな困難が予想されることから、少しでも金利を低くしてほしい、また期間も長くしてほしいというように考へられることはいわば自然のことのような気がいたしますが、ただ、それは申ししても、全般的にながめてみますと、逆に新しい進出分野で従来から仕事をやってきた人とのバランスも考へてみなければいけませんし、また従来この転換に関連をして立法されておりました諸措置とのバランスというものを考へておかなければなりませんので、いわば常識的におかだけの助成を図るといふ意味合いから、先ほどの

ような金利が出ておるところでございます。なお、貸付期間等につきましては、一般の貸付の場合と比べまして期間も長くいたしましたし、また据え置き期間も一般よりは長くするといふ措

置を予定いたしておるところでございます。○近江委員 そうした金利の引き下げ、あるいは貸付限度額、あるいは貸付期間、据え置き期間、そうした貸付条件というものを今後さらに改善をしていく必要があるのじゃないか、こう思つたのですか。あなたに前向きなそういう気持ちはあるわけですか、どうですか。

○岸田政府委員 貸付条件につきましては、私もこの法律の趣旨が生かされるように今後ともいろいろの気をつけてまいりたいと思つておるところでございます。現に金利につきましても、いま御説明の中で申し上げましたように、ひとつ新しい工夫ができないかというようにも寄り寄り研究いたしておる次第でございます。

○近江委員 こうした施策はわかつたわけですが、いまままでのいわゆる借金、これは同じペースで返済させていくのですか。いまままで借りている分については、たとえば猶予してあげるとか、あるいは貸すことについてはばかり言つては、いまままで借りている分については、非常に大きなおもしろくなるわけですね。足を引張るのですよ。そういうことをきつと適切にやらなければ、これから前へ進みませんよ。その点についてはどうですか。

○岸田政府委員 この法律が施行になりますと、中小企業金融公庫または国民金融公庫における事業転換貸付という制度が適用になることになりま

す。この事業転換貸付が適用になりますと、一般の場合と比べまして貸付限度が引き上げられることになりまして、その分だけ新しい融資の道が開かれるというところになるわけでございます。従来からの返済につきましても、これは企業の経営が順調であれば、普通の場合であればそのまま進めながらさらに新しい転換をあわせて行つたというところが可能であらうと思ひます。

ただ、ケースによりましては、そういきにくい場合も確かにあるかと思ひます。そういう場合は、個々の企業の内容をよく窓口で聞きまして、そして機動的にその貸付条件等を考へていきたい

というふうに思っております。
○近江委員 それはよく事情を聴取して、そして返済猶予もする、こういうことですか。そしてまた、各機関にはその旨をよく徹底するわけですね。もう一度確認します。

○岸田政府委員 いまのような点につきまして、やはり転換が円滑に行われるようにというところが基本であると思っておりますので、この辺は返済期間等につきましても強力的に行うように金融機関にもいろいろ指示をしていきたいと思っております。

○近江委員 そのことは、いわゆる政府系三公庫あるいは信用保証協会、いろいろあるわけですが、そうした各種機関、また民間等にも、できる限り協力するように、こういうことも言ってもらう必要があると思っております。これはやりませうか。

○岸田政府委員 いま申し上げました趣旨につきましては、この実施の要領について現実に都道府県に通達を出します際には、一つのポイントとして書き込んでおくようにしたいと思っております。一般金融機関の問題につきましては、いまのような御趣旨を体しまして少し関係の各省とも相談をいたしたいと思っております。

○近江委員 次に、私がちょっとお聞きしたいと思っておりますのは、中小企業の倒産ですが、九月は史上二番目で千三百五十七件、これでいきますと年間一千万四千件台には達するのじゃないか、こういう大変な記録が出てきておられるわけですか。これはもうゆゆしき問題であろうと私は思います。こういう倒産問題についてこれからどうするのですか。このままほっておいていいのですか。

それからまた、いよいよ年末も迫ってきているわけですが、対策の中の重要な柱として、年末融資についてはどのように考えていますか。二点お答えください。

○岸田政府委員 中小企業の景気の動向につきましては、私どもとしても非常に気にしながら見ておるところでございます。生産水準は確かにことしになりましてから逐次回復をいたしておりますものの、まだ業種別にもかなりの格差がございま

すし、その中にあって倒産件数が非常に高い水準で推移をしておることは、中小企業政策としてもかなり重要なことではないかと思っております。ところでございます。過去の不況のときにも倒産の後遺症というのはいくつも例がございましたが、今回の不況におきましては、従来の不況のときと比べても、どうもこの後遺症の期間がかなり長いし、しかも引き締めを緩和してからのかなりたっているにもかかわらず、件数が逆に増加しておるというふうな点の一つの特色でございます。

確かに統計のとおり方が負債一千万円以上というふうな切り方をしておりますために、物価の上昇等もありまして数値同士を単純に比較できない面もあることは事実でございますが、傾向として減らずにむしろこの数ヶ月ふえておるといふ点は、やはり気になるところでございます。原因も、調べてみますと、四十七年とか四十八年当時は販売不振というのが原因の中で大体二割程度を占めておりましたのが、ごく最近では四割から五割ぐらいが販売不振ということを理由に挙げております。やはり不況の影響というものが非常に激しかったのだなあということを感じております。

私どもとしては、これからしばらくたてばもう少し状況がよくなり、本当に中小企業の景気が立ち直るといふ時期が来るかと思っております。その間を何とかうまくしのいでいくことに特に力を入れていきたいと思っております。ところでございます。せつかく長い不況の間を持ちこたえて今日まで来たわけでも、もう一息というところにあるような感じがしますので、この倒産を極力防いでいくということのできるだけのことをややっていきたいと思います。おっしゃるところでございます。

政策としては、申すまでもないことでございますが、金融対策というものが当然の柱になってまいると思いますが、また関連倒産を防ぐための信用保証ないし信用保険の措置、これも機動的に進めてまいりたいと思っております。もうできるだけの手を打っておるつもりでございます。

○河本國務大臣 ことしの上半期は比較的景気が順調に回復してまいりましたが、夏ごろからややテンポがおくれております。そういうこともございまして、倒産なども大分ふえておられるわけでございます。したがって、この第三・四半期、十月から十二月までの間の中小企業の金融対策につきましては、万全を期さなければならぬと考えております。必要な資金は政府系の機関におきまして全部手配をするつもりでございます。

○近江委員 具体的に金額的なことはいまの段階で言えない、これ以上突っ込んで言えなければ、もうこれは繰り返すことになるわけですからこれは以上は言いませんけれども、これはもう一度認識

していただきたいことは、もう十月中旬を越えていられるわけですから、早急に政府として本当にこの厳しい現状にかんがみて万全の対策をひとつ組んでいただきたい、これを特に要望いたしておきます。

それから、先般の十七号台風によりまして、被害地の中小零細企業は大変な打撃を受けておられるわけでありまして、これに対してどういふ手を打つか。また、特に地域で申し上げますと、愛知、岐阜両県におきましては、繊維産業が非常に大きな被害を受けておられるわけですが、関連業界にも非常に波及を起しておられるわけでありまして、そこで、こういう地域の特産品産業に対してはどういふ手を打つか、きょうは局長もおいでになっておりますから、以上、全般的なそういう台風で被害を受けたところに対する対策、またいま申し上げた繊維地帯におきまして被害に對してどうするか、この二点についてお伺いしたいと思います。

○岸田政府委員 今回の災害は、いわば中小企業が不況の苦勞からまだ十分立ち直らないまでのところに追い打ちをかけるような形で、非常に広範な範囲で災害を起しましたので、私どもとしても、この問題についてはできるだけの努力を払って、被災地の中小企業の方々が一日も早く立ち直っていただけるようにお手伝いをしなければならぬと思っております。

被害は、報告によりまして二十二都道府県にまたがり、被害事業所が六万件を超え、被害金額も中小企業関係だけで六百七十四億円と報告をされております。私どもは、この被害の状況を聞きまして、早速政府系の三金融機関に対して指示をいたしまして、金融の面で特段の応援を図るようになり、しかもそれを機動的に行うように措置をいたしました。御承知のとおり、政府系三機関におきましては災害の特別融資制度というものを用意をいたしております。いまの災害を受けました中小企業の方々は、すぐこの三機関へ行っていたければ金融の面では機動的にお手伝いができるやうにいたしております。

○近江委員 具体的に金額的なことはいまの段階で言えない、これ以上突っ込んで言えなければ、もうこれは繰り返すことになるわけですからこれは以上は言いませんけれども、これはもう一度認識

していただきたいことは、もう十月中旬を越えていられるわけですから、早急に政府として本当にこの厳しい現状にかんがみて万全の対策をひとつ組んでいただきたい、これを特に要望いたしておきます。

それから、先般の十七号台風によりまして、被害地の中小零細企業は大変な打撃を受けておられるわけでありまして、これに対してどういふ手を打つか。また、特に地域で申し上げますと、愛知、岐阜両県におきましては、繊維産業が非常に大きな被害を受けておられるわけですが、関連業界にも非常に波及を起しておられるわけでありまして、そこで、こういう地域の特産品産業に対してはどういふ手を打つか、きょうは局長もおいでになっておりますから、以上、全般的なそういう台風で被害を受けたところに対する対策、またいま申し上げた繊維地帯におきまして被害に對してどうするか、この二点についてお伺いしたいと思います。

法案の質も大変進んでおりまして、私の質問が最後のようでありまして、重複する点はできるだけ避けながら、重要な点について質問をしてみたいと思います。

この大臣の提案説明の中で、このように書いてあるわけですね。最近の中小企業を取り巻く内外の経済環境の変化は、発展途上国の追い上げ等による輸出の減少及び輸入の増大、技術革新等による需要構造の変化、原材料の入手難、公害防止に係る企業の社会的責任の増大などきわめて厳しいものがありますが、加えてわが国経済は従来の高度成長から安定成長へと大きく転換しようとしており、こういうふうな書いている、この法律の提案の一つの重要な要件としておられるわけでありませぬけれども、こういうような認識に基づいて出された法案としてはちょっと迫力が違うというのか、あるいは認識がずれているというのか、提案理由の説明の中におけるところの基本的な考え方とこの内容とが若干そぐわないような感じもするわけです。

こういう点については、この法案を提案した時期と今日の時間的なずれによってそういうように感ずるのかどうか、それはわかりませんが、原則的な問題、基本的な問題でありますので、中小企業庁長官よりむしろ大臣に、この転換法が前国会に提案された時期と今日の情勢との差といたしまして、情勢の変化といたしまして、そういうものとの関連の中で、現段階においてこの法律が必要だという認識はどのように変わってきておられるか、あるいは同じだと認識されておられるか、その点について大臣の見解をまず聞いておきたいと思っております。

○河本国務大臣 今度この法律をお願いをいたします。まず、中小企業を取り巻く内外の環境、客観情勢はどういう状態になっておるかという点について書いておられるのは、いまお述べになりました幾つかの項目でございます。すなわち、発展途上国の追い上げ、貿易構造の変化、それから技術革新、公害、こういう幾つかの前提条件、さらに加えて高度成長から安定成長期に向かつて

おる、こういうことを背景として中小企業というもの大きく転換をしようとするので、こういう法律をお願いいたしますという趣旨でございますので、数件にわたる幾つかの前提条件というものは基本的にはいささかも変わっていない。

ただ、中小企業の経営のむずかしさということにつきましては、御案内のように、ここ二、三カ月景気が中だるみ状態でございますし、大冷害、大水害、あるいはまた電電、国鉄のおくれ、こういうふうなことからやや苦しい状態になっておる、そういう当面の経営問題はございますけれども、基本的な環境そのものは法案をお願いした当時とは変わっていない、かように考えております。

○佐野進委員 中小企業問題についてこの機会に議論を始めれば何時間あっても足りないわけでありませぬ、きょうはそこ目的があるわけではございませんので、原則的に大臣から法案提出時期と今日の状態との比較の中で法案が必要であるかどうかということについてお聞きしたわけでありませぬ。

以下、具体的な問題でありますので、後でまた大臣に総括的な面については数点にわたって質問してみたいと思っておりますが、中小企業庁長官に内容についての質問をしてみたいと思っております。

まず第一に、いま大臣がお答えになられたように、法案を提案された時期と今日の段階とにおいては、幾つかの小波動はあるが大局においては変わりはないのだ、そういうような認識でありませぬ。これから先行きこの法律が施行されて、その後の情勢の中で果たしてこの法律の果たす役割りがどうなるのか、こういうことを考えたとき、この法律そのものが、中小企業特恵対策臨時措置法、あるいはまた国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律、この二つの法律をまとめて一つにし、一つが時間切れになったことを契機にして、この際事業転換対策臨時措置法、まあ大変大きな転換対策という名に果たしてふさわしいのかどうか、わからないほど、内

容については掲げられている名称のようなことではない点が多くあるわけでありませぬが、ただし、そういう言葉があるだけに、その内容はいわゆる中小企業切り捨て、行き詰まった企業についてはほかの業種に転換しない、それについてはできるだけの骨を折ります、こういうように受け取られるような法案の名称になっておるわけでありませぬ。

○委員長退席、縮貫委員長代理着席
こういう法案が、いまの段階、いわゆる提案してから今日の数カ月たった中で、変わりが無いと言いつつ、相当大きく変化しておる幾つかの問題もあるわけでありませぬけれども、十年以内という期限立法にしたわけですね。

期限立法にしたというこの持つ意味は、十年が最高ですから、せいぜいここ数年の間であろう、こういうような認識に基づいて出されたのではないか、あるいはまた、前の法律が時間切れになったから、それを埋め合わせる程度の期間でいいのではないか、それが終われば、この中小企業事業転換対策臨時措置というふうなことはそれほど大きく必要でなくなっていくのじゃないか、こういうふうな受けとめられるわけでありませぬが、この点について長官の見解をただしておきたいと思っております。

○岸田政府委員 日本経済にとりましては、これからの十年というのは非常に大切な期間になるのではないかとおっしゃるところでございます。従来高度成長で日本経済がぐんぐん伸びてきた、そのあぐくに石油ショックという一つの大きな洗礼を受けたわけでございますが、その石油ショックの混乱の次に続くこれからの十年というのは、従来のような高度成長の時代と違いました、いわばいろいろの制約のもとにおける安定成長ということを目指していくことが課題になってくるのではないかとおっしゃるところでございます。

言いかえまして、いままでのように量の拡大というふうなことに一生懸命になっておる時期から、いかにして質を高めていくか、これは企業の

質もありませんし、また消費の内容の問題もございませぬ。やはり質が大事な時期になるかと思っております。こういうことを頭に置きながら、御承知のとおり、各種の経済計画におきまして一つの目標として六十年というふうなことが掲げられておりました、その間における日本経済のあり方ということをいろいろ議論しておるわけでございます。

これからの十年という間におきまして、経済を取り巻く環境、特に中小企業を取り巻く環境というものはいろいろ変わってくるのが予想されるわけでございます。先ほどのお話にも出ておりましたように、国際的な環境も変わってまいりませぬし、国内的にも新しい要因が出てくるであろうと思っております。これらの要因を前にして、一部の中小企業の方々は、いままでの仕事をより高めていくということによってこれを乗り切ろうと考えられるのでありませぬが、他の一部の方々は、こういう情勢に応じて、いままでの仕事のやり方から別の分野へ転身を図り、そこで新たな発展を期したいと考えられる向きもあるのではないかとおっしゃるわけでございます。

この法律は、いま申し上げました後のグループの方々、すなわち新しい情勢に応じて新しい分野で発展を図ろうという人々をいざなうば励ますための法律でございます。お話の中に出ておりましたように、落ちこぼれる中小企業を切り捨てるというふうな消極的な意味合いでは決してないわけでございます。むしろ、全体としての中小企業の発展をいかに支えていくかということが問題意識の中心にあることを御理解いただきたいと思っております。

○佐野進委員 長官、私の聞いておるものは、そういうこともあるけれども、十年という期限を切った形の中で一体いつごろまでを目標にしているのか、こういうことを聞いておるわけでございます。

○岸田政府委員 失礼いたしました。いま申し上げましたように、これからの十年が大事なときであり、その中にいろいろ環境

の変化が予想される。いわばこの法律は、そのよ
うな背景のもとに転換を促進する意味合いで立案
をいたしたものでございます。十年がたちました
場合には、恐らくこの新しい安定成長という体制
に日本経済もなじむてありましようし、中小企業
もある程度なじんでくる面があると思ひます。
その十年たった後の状況にどう対応すべきかとい
うことは、一応この法律を十年やりました後にお
いて、さらに新しい局面に対応して考えていくと
いうような考え方で、とりあえず十年の限時立法
にいたしました次第でございます。

○佐野(進)委員 長官は就任してまだ日が浅いの
で、私も突っ込んだ質問をするよりもむしろ総括
的な質問をした方がいいと思ひますから、そうい
う点で配慮いたしますが、ひとつ答弁は聞きたい
というところについてできるだけ答えていただきた
いと思ひます。

それでは、十年ということ、それで十年たっ
たら見直す。しかし、十年以内にこの用務が終わ
るのじゃないかと私どもは思っているわけで、そ
うした方がいいのか悪いのかということを実は聞
きたかったわけであります。

そこで、その意味は結局、この提案説明にもあ
りますように、わが国経済が安定成長へ移行する
形の中で、さらに国内の情勢の中で非常に苦
境に陥った中小企業者への対策としてこの法
律を適用するのだ、こういうことではあります
が、いま一番問題になっていることは、経済状況が悪
化して安定成長路線へ入っていったという形の中
で、大企業が中小企業の分野の中にどんどん進出
してくる、その進出してくる分野をどう防ぎとめ
るのかということが、けさの大臣の答弁の中
でも、今日の最大の課題である、こういう答弁がな
されておるわけでありまして、大企業が中小企業
の分野へどんどん入っていくというところに対して
これを防ぎとめようとしているとき、中小企業が
中小企業のその既存の分野へ入っていくというこ
とは構わないのだということにもならないような
気がする。

そうすると、大企業がみずから進出しないとい
わゆるダミーを使って進出させれば同じことにな
っていくという議論もあるわけでありまして、け
ども、こういうような形の中で果たして中小企業
が転換する新しい分野というものをどういうこと
ろに想定していくのか、これは選択の幅が非常に
狭められていくという形の中で非常にむずかしい
問題になっていくと思ひますが、中小企業庁
当局の、この分野はぜひ行ってもいいものだと
思ふようなものがあればここで示してもらいた
い。

○岸田政府委員 中小企業が新しい分野へ転換し
てまいるとして、一体どういふ分野が一番望まし
い分野であり、可能性のある分野であるか、私ど
もとしてもこの辺はよく情勢を見きわめる必要が
あるだろうと思つておるところでございます。

ただ、少なくとも申し上げられるのは、従来か
らのいろいろの転換の事例の中で成功した事例を
見ますと、この選択がうまくいった事例が非常に
多いということが言えるわけでございまして、中
小企業としてこれから新しい分野を選ぶときに、
転換先として将来のその業種の伸びというものを
よく見きわめておく必要があるだろうと思つてお
るところでございます。

過去の成功事例から一般的に言えますことは、
国民のニーズのおもむくところをよく見きわめる
ということが大切でございます。さらに具体的に
に申し上げれば、たとえば生活環境の改善という
ことが非常に重視されてきております。こういう
動向を見きわめて業種を選択するとか、あるいは
健康なり福祉に対する需要が非常に高まってきて
おります。この辺にねらいをつけて転換先をし
ぼっていくとか、さらにまた省資源の動きという
ものが非常に活発になってきておりますので、そ
ういった流れの中で新しい分野を見つめる、こう
いったことが大切なように思ふわけでございま
す。これらの分野についてはいわば有望な転換先
というふうに申し上げていいのではないと思ひ
ます。

○佐野(進)委員 そう言われますけれども、実は
いまこの転換対策の対象になっている業種が幾つ
かあるわけですね。そういうような対象と想定さ
れる業種の中でも、数カ月前といまとは大変事
情の異なっている業種があるわけですね。当時は転
換しなければならぬかやっていたら、どう、こ
ういうぐあいに必死になって運動していた業種
が、わずか半年足らずの間に、人手が足りなく
て、もう転換しなくてもいいわい、こういうよう
な形の中に置かれていく業種も存在しているわけ
です、私もずっと調べてきたのですが、相当の時
間的経過の中で非常に事情が変化してくるわけ
ですね。だから、あなた方が、いま抽象的な答弁し
かなされませんでしたけれども、こういうところ
は中小企業が転換していくのに非常にいい業種だ
と想定されても、その想定された業種がいまはよ
くても、いまの経済情勢の変化の中で半年たつた
らこれはそぐわないのだという業種になっていく
場合があるわけですね。

それはしばらくおくといたしまして、この法律
が施行された場合、あなた方がいろいろ業種を指
定していくわけでありまして、具体的に現
段階において転換を必要とする業種は一体どうい
う業種であるかと判断なされておるのか、わかつて
いる範囲で結構ですからお示しをいただきたい。

○岸田政府委員 私どももその相談に見えており
ます。それらの業種は、先ほど来のお話にござい
ましたように、国際的な環境が変化するとか、あ
るいは国内的な要因が新たに発生したというよう
なことに伴ひまして、長期的にその業界をどう
持っていくかということについていわば悩みを
持っておられる業界でございます。

具体的な例をいたしましては、たとえば貿易構
造の変化によって輸出がなかなか思うように伸び
なくなつたという理由を以ていたしまして、金
属洋食器の業界などは非常に真剣にこれからのあ
り方を考えておられるようでございます。また、
造船も、しばらくの間輸出を中心として需給のア

ンバランスが続くであろうということから、新た
な展開を考えておられるように私どもも拝見をい
たしておるところでございます。

それから、他の事例をいたしましては、技術革
新といえますか、たとえばライターが非常に普及
したということに伴つて、マッチ業界がこれから
のあり方を研究しておられるのは、一つの例に挙
げられるかもしれません。いままで持つておりま
す紙の加工というような技術をもつて新しい分野
で生かす工夫はないかということが研究課題に
なっているように思ひます。

さらに、次の事例をいたしましては、公害規制
の強化に關係をいたしまして、銃鉄鑄物の業界な
どは、いままでのようなやり方でない別の仕事を
考えようということで、組合の中でもいろいろの
相談が行われておるよう聞いております。金属
メッキ業界も恐らくこれと同じような立場にお
ると思ひます。

以上申し上げましたように、いわば少し長い目
で見るとその業界をさらに発展させるためにはどう
したらいいのかということ、幾つかの業種がす
でに検討を始めておられます。また前向きな取
り組みをしておられますので、これらを何とか激
励をしていくためにこの法律がお役に立てばと
思つておるところでございます。なおそのほか
いろいろの業界が今後出てくることも予想されま
すので、それらについても内容をよく見ながら、
できるだけのお手伝いをしたいと思ふわけでござ
います。

か、そういう心配が当然のように出てくると思うのでありますが、そういう心配をなくする配慮はどのように考えられておるか、この点をひとつ説明をしていただきたい。

○岸田政府委員 たいだいま幾つかの業種について具体的な例を申し上げましたが、これらの業種につきましては、確かに対外的あるいは対内的に新しい要因を迎えまして、そして新しい対応を迫られているという事は事実でございます。その新しい対応として、ある人たちは、いままでの仕事のやり方の中でさらに合理化し、近代化し、国際競争力をつけてこれを取り切っていくというふうにお考えの方もかなり多いという感じがしますが、同時に、一部には、別の分野で展開を図った方がよりその企業として有益であると考えられるグループも当然あるわけでございます。私も決して、その業種を指定したから、これでもって暗いイメージを与えるというようなことは考えているわけではございません。むしろ一つの転機を迎えたという事でございまして、その転機をどう生かしていくかという事で前向きに考えていきたいと思っております。

ただ、率直に申せば、一部には御指摘のような懸念を持つ向きもあり得るわけでございます。しかし、そういうことを何とか少しでもなくしていくように、こちらも気を付けていくように考えております。具体的には、業種を指定いたしますときに、余り限定的に狭く指定をしますと、とかく暗い印象に結びつきがちでございますので、少しふんわりした業種の指定の仕方をしていきたいと考えております。さらにまた、業種を指定しますときには、その業界の方々ともよく相談をして、納得すくで指定をする、一方的に業種を指定することによって、業界として逆に恨まれるというふうなことがないように、事前によく気をつけてまいりたいと思っております。

法律の趣旨は先ほど申し上げておりますとおりでございますので、法律ができました昨には、この趣旨を少しでも多くの人に理解していただく

ように周知徹底を図りたいと思っております。

○佐野進委員 それはそういうことになるという事であればどうかと思うのですが、しかし、そういう私が言ったようなことの心配がないようにひとつ十分配慮をしてもらいたい、こう思うわけです。

それでは、次に、転換計画の認定に当たっては、いま言ったように衰退業種だという印象を全国的に与えたということになると、その経営者は当然その事業内容についてはよくわかっておりますけれども、そこに働いている人たちにとっては大変大きなショックになっていく可能性もあるわけです。したがって、こういうような業種に対していわゆる転換計画を認定するに当たっては、その業種の従業員、働いている人たちの承認を得て、そして認定をするというふうなことも当然必要になってくるのではないか、こういうふうに考

○岸田政府委員 転換といひますのは、いわばいままでその中小企業が持つておりました知識なり経験なり技術なりあるいは従業員というものを、新しい分野でもっとよりよく生かしていくという事が大切であろうと思っております。その意味からしますと、転換に際しましては、やはり経営者の方とお互いによく理解しながら一致して新しい局面に乗り出していこうという決意を固められる、これがいわば基本になるのではないかと考えておるところでございます。したがって、この法律ができました後の運用におきましても、この辺に

ついては特に気をつけてまいりたいと思っております。具体的には、事業転換に関する指導の段階、あるいは転換計画の認定の段階、これらの諸段階におきましては、関係の当局から従業員の理解と協力を得ることが特に大切であるというところをくれぐれも申しますし、また、その辺のところを見きわめて進めてまいるように今後とも指導してまいりたいと思っております。

○佐野進委員 一つ一つもう少し確認をとってから質問をしてみたいのですが、時間の関係がありますから、次へ進んでみたいと思っております。

次に、いまのような措置をするということにしまして、計画の段階、認定の段階、それぞれにおいて相当慎重を要する必要があるわけでありますが、その様式はどのような形になっているのか。その計画は「中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮することができるものであることその他政令で定める基準」、こういうような形の中でこの事項について一応明確にその措置をしていただきたい、こう考えるわけでありますけれども、この点についてどう考えておられるか、この際明らかにしておいていただきたいと思っております。

〔綿貫委員長代理退席、近藤委員長代理着席〕

○岸田政府委員 中小企業の方が具体的に転換の構想を固められますと、まず計画の認定の申請を行うということが必要になってまいります。この認定の申請の手続はなるべく簡素なものにしていきたいと思っております。内容として書いていただくべき事項としては、いま考えておりますのは転換の内容であり、また実施時期、それから転換に伴って設備の設置ないし廃棄、これがどういった内容であるか、さらにまた、労務の関係をどういうふうにするか、この辺りであるか、さらにまた資金の問題、こういうところがポイントになるかと思っております。いずれも事実を記載していただければ、その内容を見て具体的な認定に入ることになるかと思っております。

そこで、次の段階として計画の認定に入るわけでございますが、認定の基準といたしましては、いまお話がございましたように、一つは、中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮することができものであること、それから他の一つとしては、転換を円滑に行うため適切な記載内容になっていること、この二つが認定の基準になるかと思

前段の中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮するという点につきましては、設備なり技術なりといった既存の経営資源ができるだけ有効に活用し得るという点がチェックポイントでございます。さらにこの計画で構想されております転換先が本当にその中小企業にとってふさわしいかどうかというふうなこともあわせて見ていきたいと思っております。それから後段につきましては、転換期間が適切であるかどうか、それから設備なり資金なり労務面で無理な計画になっているようなことはないか、こういう点を見てまいりたいと思っております。

○佐野進委員 そういふような形の中でのいる転換対策をされていくわけでありますが、いま中小企業庁で考えておられる対象業種の中で、一番問題になるのは造船、造船といえは下請、こういうような形がもう必然的に出てくるわけですが、その下請というものは、これはその下請の係請というふうな形にもなってくるし、現実の問題として、ある地方の業種の中においては親会社からの受注が激減した、したがってこれは大変だということなので人員整理を行った、ところが今度は中小の仕事が出てきて、結果的に人が足りない、親会社からは仕事が出てこないけれども、他のところから仕事が出てきて、一度やめさせた人をもう一度雇用しようとしても、もうどこかへ散ってだめだ、いわんや孫請の会社に至ってはそれ以上深刻な状況になっているというふうなことも聞かれるわけでありまして、下請企業対策というものは、単に造船だけでなく、一般的にも非常に大きな問題になっておるわけでありまして、

そういうふうな下請企業について、その実態から見て、転換期間中に相当部門の転換を図ることは大変困難な場合があると思っておりますが、こういう下請企業に対する取り扱い等についてはどう対応せられようかとおられるか、この際明確にしておいていただきたいと思っております。

○岸田政府委員 今度の不況を通じて、下請の問題が中小企業対策としても非常に重要である

なるわけでございますから、その地域の職業安定機関、それから職業訓練機関一緒になって、その優先再就職のための体制は、たとえば臨時職業相談所を設けるとかいう形で従来もやってきておりますし、今後もそうした対応の仕方は十分考えてまいりたいと思っております。

最後に、中高年齢者への問題の御指摘がございました。この十月から高齢者の雇用率も新しく実施されております。こうした雇用率を背景に、さらには各種再就職奨励金の活用を図りまして、特に中高年齢には若年者にはないハンディキャップがございますので、力を入れて再就職を進めてまいり所存でございます。

○佐野(進)委員 次の質問に移ります。
中小企業庁長官、近代化審議会に事業転換部会を設けて、そのメンバーに労組代表を加える必要があると思うわけですか。この理由を説明すればいろいろあるわけでありませぬけれども、時間の関係がありますから理由は余り長く申し述べませんが、結果的に、この近代化審議会といえますか、あるいはこの中に設けられるそれぞれの機関の中に、いろいろな意見、特に働いている人たちの意見が反映されるということは必要ではないか、こう思うわけがあります。この点について中小企業庁長官の見解、労働省の方は直接的に見解の発表は必要ないと思いますが、もしあればつけ加えて答弁していただきたいと思えます。

○岸田政府委員 御意見もつともなことではないかと私、思います。先ほど申し上げましたように、転換が円滑に行われるためには従業員の理解と協力ということが必要でございます。この意味からしますと、従業員への配慮ということはこの法律を円滑に進めていく上の一の大きなファクターであろうと思っております。この点でございます。中小企業近代化審議会の中にこの転換問題を特別に扱う部会を設けるといふことにつきましては、実は事務局でも前から考えておりました。今年の三月十六日、総合部会政策小委員会を開きました際に、こういうことで御了解を願って

おるところでございます。もしこの転換法が成立しました際には、正式に審議会に諮りまして事業転換部会を発足させるようにしたいと思っております。そうして、その転換部会にはやはり労働界の代表の方にも参加していただくというように、有益なものではないかと考えておるところでございます。

○佐野(進)委員 その次は、事業転換に伴って、結果的に、先ほどお話し申し上げたように、同業種間における転換でなくして異業種間における転換ということになるわけですから、既存の設備というものはほとんど廃棄されるという状況になるわけですか。そういうことになりまると、これのために投じた資金がほとんどむだになるし、新しい設備に対しては新資金を投入しなければならぬ、こういうことになるとすると、転換業種に比べては大変大きな負担になっていくわけでありませぬ。かつて本委員会において決定した織機の買上げ廃棄という措置もあるわけでありませぬが、これをそのままではめるといふことはできないにしても、これに準じたような措置をとることができないのではないかと考えますが、その点について見解をひとつ聞いておきたいと思えます。

○岸田政府委員 転換に伴いまして、従来持っております設備が不要になるといふケースがいろいろ出てくるかと思えます。こういうケースがいろいろ出てくるかと思えます。今回法律に伴う措置として、一つは税制面の対策を考えております。具体的には、転換計画に従って古い事業用の資産を処分する場合には、転換計画期間中に繰り上げ償却をする道を開くということがその内容になるわけでございます。

それから第二番目には、事業協同組合なりあるいは商工組合等で、いわば組合ぐるみの不要設備の廃棄をする、こういうケースもあろうかと思えます。そのような場合には、中小企業振興事業団の高度化事業の中で設備共同廃棄事業という制度がございます。この制度の対象とすることにより

まして、いま申し上げました組合ぐるみの設備の処理ということを応援をしていきたいと思っております。参考まででございますが、この設備共同廃棄事業の対象となりますと、この助成比率九〇%、金利は無利子でございます。償還期間も十六年以内といふかなり長い融資が行われることになるわけでございます。

○佐野(進)委員 大臣に聞く原則的な質問が若干残っておりますので、具体的な質問についてはあと二点ばかりで終わりたいと思えます。
事業転換後、その事業を転換する、先ほどの造船の話ではございませんが、整理してしまつたら急に仕事が出てきた、こういうような形の中で、新しく人を求め、機械をまた購入し始める、こういうような事業が実際上存在しておるわけでございます。転換した、しかし前の事業の方がよくなってきた、いろいろな恩恵は受けた、しかしその恩恵によるところの成果は余り上がらない。結果的に、ああ、もとの仕事をやればよかったという中小企業者が出てくることは当然です。そうしなると、その当然な業者の取り扱いをどういうぐあいにするのか。これは非常に具体的な問題になってまいりますが、そのことについて一点、聞いておきたいと思えます。

さらに、時間がございませぬから、次の問題を聞いて一括して答弁してください。中小企業庁所管の技術改善費補助金というものがあつたわけでございますが、特に事業転換企業のために別枠予算として確保することがこの補助金としては必要ではないか、こういうぐあいに考えますが、これはどう判断されるか、この二点を一括してお答えを願いたい。

○岸田政府委員 一度転換計画の認可を受けまして、その転換計画の期間中にもう一度もとの業種にリターンする、いわば転換計画が途中で打ち切られたような場合、こうなるわけでございます。こういう場合でございますと、本来目的としておりました事業転換の結果として実施されないうことになるわけでございます。もとの認定

は取り消さざるを得ないのではないかと感じました。そうなりますと、それ以降は助成が受けられないということが結果として言えるように思われるわけでございます。

さらに進みまして、一度転換をして新しい業種で仕事をするとどこまでござつた、ところがまた事情が変わつて戻ってくる、こういう場合もまた戻ることについて新たな認定が受けられるかどうか、この辺は、具体的なケースを見、またそのときの経済情勢を見て個別に判断をする必要があるのではないかと、こう思っております。

それから、お尋ねの第二番目に、技術開発の問題についてお触れになりました。御承知のとおり、中小企業の技術開発を応援する制度として、技術改善費補助金という制度がございます。これは、中小企業者みずから新技術、新製品を開発することを応援するために設けられた補助金制度でございます。事業の転換を行う際に、新しい技術を身につけて、それを裏打ちにして転換をしようという場合も出てまいらうと思えます。そういう場合にはこの制度を活用するということはいわば転換を応援することにもなるわけでございます。うまく活用していただければと思っております。

さらにまた、新しい技術をみずから開発するという場合のほかに、いままである技術をほかから譲り受けまして、そして自分なりに改良、工夫することによって新技術を身につける場合も出てまいります。こういう場合に、やはりある程度の応援を考えていかねばならないかというところをいまは部内でいろいろ検討しております。この点でございます。そうすればもっと幅広く中小企業の技術レベルの向上に貢献する道が開けるような気がいたしますので、何とかこれを実現してみたいと思っております。

〔近藤委員長代理退席、委員長着席〕
○佐野(進)委員 では、大臣、時間が来ましたので

で、いままで質問をいたしました事項をまとめ大臣に確認の意味で質問いたしますので、お答えをいただきたいと思ひます。

第一点は、事業転換が大企業が中小企業事業分野に進出することによって発生しない、こういう措置を明確にすることが必要だと思ひます。そのことの意味はもう先ほど質問を続けております事柄でおわかりだと思ひますが、結局事業分野法案の提出は一体いつにするのか、こういうことになるわけでございますので、午前中の質問もございましたけれども、いさしく明確にお答えをいただきたい。

第二点は、業種指定をする場合は、近代化審議会に部会を設け、そのメンバーに労働者代表を入れる、これは長官がまあお答えになっておりますけれども、大臣から確認の意味で御返事をいただきたい。

第三点は、第三条第一項の政令内容を明確にすること、これは先ほど来いろいろ質問をいたしております中の中にもあるわけでありますけれども、これについてお答えをいただきたい。

第四点は、事業転換に伴って協同組合等で設備を共同廃棄する場合は、中小企業振興事業団の設備共同廃棄事業に対する助成措置の対象とする。

これは先ほど質問をいたしました件についてそれぞれ長官からお答えがあるわけでありますが大いから以上四点にわたって一括御答弁をいたしたい、質問を終わりたいと思ひます。

○河本國務大臣 事業分野の調整に関する法律につきましては、前国会の委員会における御決議を受けまして、自來精力的に作業を進めております。先般も御答弁いたしました、夏休み等も返上いたしました懸念の努力を続けておりまして、いまや最終段階に来ておるわけでございます。一刻も早くまとめて、できるだけ今国会には間に合はしたいということを目指して、いま最終の作業を続けておるところでございます。

あと引き続きまして第二点、第三点、第四点についての御質問がございましたが、これはいずれも長官が答弁したとおりでございます、確認をいたします。

○稲村委員長 中村重光君。

○中村(重)委員 通産大臣に見解をお伺いしますが、この事業転換は現在の造船不況を中心とするものもろの不況業種があるのだからこれはやらなければいけないと思ひているのだけれども、転換をしまして、新しい事業の方へ移っていくので、なまやさしいことじゃないだろうと思ひているのです。したがって、不況対策というのを強力に推進して、そして多少の縮小をやるといふことがあつても、企業の合併であるとか、その他近代化あるいは管理部門の合理化であるとか、ありとあらゆる対策を講じていく必要が優先されなければならぬと思ひているのですが、それらの点についての考え方、具体的な不況対策として講じておられる事項、また講じているけれどもなかなかかまうまいかというところで壁にぶつかっている問題、それらに対する打開策といったようなことを一応通産大臣からお伺いをいたしまして、運輸省も見えておりますから、それぞれお尋ねをしていきたいと思ひますが、いかがですか。

○河本國務大臣 中小企業の事業転換を図るというところは、私は創業以上のむずかしい仕事だと思ひます。中小企業が初めて仕事を起します場合ももちろんむずかしい困難な事業であります。転換をする場合はそれにも増してむずかしい仕事ではないかと思ひます。それから同時に、不況の場合には、理屈の上ではわかつておりましたがなかなか転換がしにくい、やはり経済にある程度の活力があるときでないかと転換しにくいのですし、転換後もなかなかかまうまいかと思ひます。

そういう意味におきまして、経済に活力を持たせる、つまり景気回復を順調に進めていくということが何よりも肝心でございますが、現在のところ、ことしの一月から七月ごろまでは比較的順調

に回復しておりますが、八月、九月、十月とやや足踏み状態になっておりましたが、その点、私も心配をしておるわけでございますが、この中旬におきまして広範な景気動向の調査をいたしました。八つの通産局を総動員いたしまして調査をいたしました、目下その結果を集計をしております。二十六、七日ごろには大体の結論は出るのではないかと思ひますが、その結論を見ました上で、必要とあらば今後適当な景気対策というものを積極的に進めていく必要があらうかと考えておるところでございます。

○中村(重)委員 長官からいろいろのだけれども、中小企業に対する官公需は何%になつておるのか。そして、これは三木総理が本会議で答弁をしたことのあるのだけれども、これをどの程度まで上げていこうとお考えになつていらつしやるのか、大臣からお答えいただけますか。

○河本國務大臣 官公需の中小企業に対する発注の割合は、昨年は三二・四%でございましたが、それをことしは三四%まで引き上げようというのが一応目標になつております。しかし、総理大臣はかねがねこの問題に非常に熱心でございます。将来は五〇%までぐらいいかないか、工夫をするようにということをつたひ聞いておりますので、一遍にそこまで持つていくというのは不可能でございますが、順を追ひまして、順次毎年引き上げていきたい、かように考えておるところでございます。

○中村(重)委員 総理は、お答えのとおり五〇%まで持つていきたいと言つただけけれども、一遍にそこまでいくことはむずかしい、徐々に引き上げていきたい、こう大臣がお答えになつただけけれども、どういった点が総理が言う五〇%まで引き上げることについての隘路と申しますか、障害となつておるのですか。

○河本國務大臣 いま申し上げましたのは中央の仕事でございます、地方の仕事につきましては約七〇%ぐらひは中小企業に出しております、その全平均をとりますと四九%強、約五〇%弱まで

いつておるのです。なぜ中央の仕事が比較的むずかしいかといふこと、やはり大規模な仕事が多いということが一つ、それから高度の技術を要する仕事が多いということ等でやりにくい点が地方よりも多い、こういうことでございますが、しかし、それとて中小企業の技術もだんだんと進歩しておりますし、大規模の仕事といへども、場合によれば分割して中小企業に発注する可能性等もあるわけでございますから、そういう点を、各省、各庁におきましていろいろな意見もあつておるけれども、極力説得いたしまして、先ほど申し上げましたような目標にできるだけ早く引き上げていきたいというの

が、いまの考え方でございます。

○中村(重)委員 高度の技術ということをおっしゃつただけけれども、また各省、各庁のいろいろな考え方というのものもある、大企業からのいわゆる受注要求というものがあつて、なかなかそれを抑えるということもむずかしい、それも一つの壁だということもわかるわけですね。やはりそれを排除して、総理が言われた一応五〇%まで引き上げていくということをしなればならない。一つの例証としてお挙げになつた、高度の技術が必要である。だけれども、中小企業はその点について若干劣つておる。そういう高度の技術を中小企業に持たせるための施策、総理が言つた五〇%まで引き上げるために講じていらつしやる対策といふのですか、政策と申しますか、それはどういふこと

なんでしょうか。

○岸田政府委員 中小企業に対する官公需の確保の問題につきましては、国会でもしばしば御議論をいただきましたし、私もそのような御議論を受けまして、今度の不況の際、できるだけその機会をふやすように努力をしております。関係各省におきましても、私の見ておるところでは、今回の不況を契機として、この問題に対する理解はかなり深まってきたような気がいたしております。具体的などういふことを考えておるかというこ

とでございますが、たとえば指名競争入札制度を一層活用することであるとか、あるいは地方支分部局の発注限度といふか、契約限度額を引き上げることであるとか、あるいは一つのプロジェクトについて分割発注をして、中小企業にも入札の機会が得られるようにするとか、さまざまなおことがございますが、特にいま私どもで力を入れておりますのは、協同組合に対する発注を促進するという点でございます。

御承知のとおり、官公需適格組合というものを指定いたしました。それらになるべく注文が当たるように応援をしてまいりましたわけでございますが、正直に申しますと、まだ組合の方の体制が十分でないために、本当に責任を持ってその仕事を仕上げられるかどうか、あるいは本当に資金的あるいは技術的な能力があるのだからか、こういう点をいろいろ懸念される向きが多いようにございます。私どもは、こういった事業協同組合を育ててまいりまして、そうして相当まとまったものでも注文ができるようにしたいということで、いまいろいろの工夫を考えておる最中でございます。

さらにまた、いま御指摘がございました技術能力向上の問題につきましては、これは一般の技術施策の一環として、中小企業でも大企業に負けないだけの小粒でもびりっとした技術を備えられるように、これも非常に大事なポイントであると思ひまして、できるだけ今後とも気をつけてまいりたいと思ひます。

○中村(重)委員 不況対策ということで、私どもは当委員会においてもいろいろな角度から、こういうことをやった方がいいじゃないか、ああいう方法もあるんじゃないかという問題提起もしてきたのです。また、いろいろ各省の答弁も聞いてきた。いま長官がお答えになったようなことをいっ方も私どもは聞いてきているのだ。ところが、考え方はわかるのですよ。おっしゃるとおり、それはそういう方法というものが当然だと私は思うのだ。しかし、実行が伴ってないと思うのですよ。

それで、その考え方は幾らあっても、それを強力に推進をしていく行政努力というものがなされなければいけない。その点が考え方にどまっておる。そうして、そういう指導はするのだけれども、なかなか業界の方でその指導についてこない、ついてこないのはどういふ点にあるのかというのをまた吸い上げる、そうしてそれを解決していく、そういう点が私には不足しているような感じがしてならないのだ。

だから、分割発注の問題、あるいは共同発注の問題、それから技術の面において中小企業が欠けているということになってくると、ジョイントなにかするとそういう問題も解決される、そういう具体的な、講じられた施策を聞かしてもらいたい。また、いままではここまで来たのだけれども、今度こういうことをやっているのだ、そういう方法というものがいつごろをめぐりに、こういう具体的な例が実を結んでくることになるのだというようなことをお聞かせ願わないと、本当に私どもは期待を持つことができないというように思うのです。それらの点、いかがですか。

○岸田政府委員 官公需の発注を少しでも多くするという点につきましては、中小企業庁としてはかなり力を入れてやってきたつもりでございます。現にこの一年間を振り返ってみても、地方支分部局の契約限度を引き上げた例は十指に余るものがあると思ひます。それから、事業協同組合による発注を促進するという意味で官公需適格組合を育ててまいりましたが、組合の数もことしの三月末で百三十二に到達いたしました。また、年々数がふえております。さらに、その発注の数もこれまた年々増大をしておるところでございます。

こういう問題は、いわば一朝一夕に世の中が変わるといふよりは、やはりじみちな努力の積み上げということが特に大切のように思っております。ところでございます。幸い、先ほども申し上げましたように、関係各省でもこの問題に関する関心が高く最近高まってまいりましたように思っております。

で、いわばそういうことを一つの機会として、一層関係各省間の連絡を密にし、そしていろいろの注文があるならばその注文を受けて、それに合うように中小企業の方の体制づくりも進めていくということをやってまいりたいと思っております。でございます。

○中村(重)委員 共同化であるとか協業化に対する税制上の措置というものもあつただけけれども、不況対策としてさらに強力に推進をしていくためには、金融、税制に対して抜本的な優遇措置を講じていくということではないかと思ひます。その点、特に改められた点はどういうことなんでしょうか。

○岸田政府委員 今度の不況は今までに例のないほど期間も長く、また非常に厳しい不況でもあつたわけでございます。この不況を何とか乗り切るといふことのために中小企業としても全力をふるってまいりましたわけですし、中小企業政策としてもできるだけの応援をやつてまいりました。これだけの長い不況を何とか今日までしのぎ切つて、もう一息というところに来ておりますので、いわば最後の努力を払つていきたいと思つておるところでございます。

具体的な施策としましては、いまお話がございましたように金融対策がやはり大切でございます。その意味におきまして、中小企業三機関の資金の確保をするとか、あるいは信用保険についても逐次手直しをするなどの措置で今日までやつてまいりました。官公需対策は、いわばそういった広い意味の中小企業対策の一環として、個々の中小企業なりあるいは協同組合が不況によつていろいろの影響を受けたときに、これを少しでも救うといった意味合いで、一般対策の中に込めまして推進をしておるところでございます。

○中村(重)委員 その協業組合等に対して、特別に税率の引き下げといったようなことをおやりになつていないでしょうか、どうですか。

○岸田政府委員 協業組合に関する税制の問題はかねてから御指摘をいただいていたところござ

いまして、実は私どもの部内でも、やはり御意見もつものような気がするから、ひとつこの際何とか具体化の方向で考えられないものだろうか、こういったことで相談をいたしております最中でございます。何とか前向きに図りたいと思ひます。

○中村(重)委員 いまお答えになったような点なんです。後ろ向きと言へば言えないこともないのだけれども、税の繰り延べとかなんとか、そういったものは考えてあげましょうというふうなことでなく、もっと前向きに、共同化であるとか協業化というものが中小企業の近代化、さらにまた強力な不況対策を推進することに役立つのだという確信をお持ちになつて、やはり税率の引き下げなんというふうなことをおやりになると、それは進んで共同化をやつたり協業化をやつたりするのですよ。ところが、そういう前向きな金利の大幅引き下げであるとかあるいは税率の引き下げとかいうことをおやりにならないのだ。そこが問題なんです。だから、もたもたして少しも効果が上がらないと言ふのだ。そういうことはやはり大蔵省とも十分話し合いをし、各省とも話し合いをやって、もっと活力のある不況対策を講じていく必要があるということなんだ。そういう点が欠けているというのを私は指摘をしておきたいと思ふのです。大臣、どうお考えになりますか。

○河本國務大臣 御意見ごもっともでございます。○中村(重)委員 運輸省がお見えだけれども、造船の不況対策ということで、これは造船ばかりではなくてすべての場合に当てはまるのだけれども、親企業の発注先の変更ということ。たとえば長崎なら長崎ということになってくると三菱造船というものが大きく依存をして、そしてそういう親企業がたぐさんないものだから下請企業が親企業を選別することができなくて、親企業が一方的に選別をするという形のものになっていく。だから、不況対策というものを考えるならば、そういう局地的な不況というものが長崎その他特定のところにあるのだから、そういう場合は下請企業に

対する発注を県外発注をやっているのを変更してしまつて、それをぐつと減して、技術的に問題点があるならば、それを解決するような施策を産産省等とも話し合ひをやつて、そういう問題点を解決することに於いて、そして個々の企業でできなければ共同発注という方法だつてあるわけだから、そういうことで発注先の変更ということを強力に推進する必要があると私は思うのだけれども、私が実態を調査する限り、そういう本当に不況対策として強力に推進しているなというところを感じ取ることがないのだ。そこらをおお考へになつていらつしやいますか。

○間野説明員 先生たいまおつしやいましたように、不況対策といつても今年度から、また本格的には来年度からというふうな考へておられますものですから、確かに不況対策が浸透しているという感じがまだ末端まで行き渡つていない点があるかと思ひます。ただ、特に下請という問題につきましては非常につかみにくい点もありまして、いま鋭意元請を通じていろいろ調査をする、あるいは下請の団体でございます日本造船協理事業団体連合会というものができましたので、それを通じていろいろ調査するなどして、現在どういうことになつてゐるか、どこに問題があるかというふうなことを調査いたしております。

ただ、たいままで私ども聞いております範囲では、先生がおつしやいましたように、元請の方もどちらかと言へば県外に発注をしておつたものをやめて、県内と申しますか、従来から関係の深かつたところにはなるべく仕事を確保するということでも、操業の低下はいたし方ございませぬけれども、基準年度と申しますか、能力相応に操業しておりましたときに比べて加工外注比率が極端に減るようなことはやめるように指導いたしております。

○中村(重)委員 とにかく徹底をしてないから、強力に指導をして、非常に急激な影響を来したところに対してはできるだけ緩和するような、そう

いう施策を講ずるようになつてもらいたいと思はるのですね。

もう一つ指摘しておきたいのだけれども、長崎県で中小企業の造船所が協業化をやつてドックをつくつた。ところが、今度は林業が神戸かどこかで新鋭の設備をやつてしまつたから古い設備が出たわけだ。当然スクラップ・アンド・ビルドという形になつてくるわけだから、やはりその場合はスクラップにしなければならぬ。それを修理して、そしてまた長崎の方へ林業がそれをやるという計画を立てた。それはずいぶん混乱をしたのだ。ほくらも下関の方に話をしたり、あるいは門司の海運局に話をしたり、長崎の支局の方に話をしたりいろいろ話したのだけれども、林業の方も強引にやろうとはしない。しないから、一応解決をしたことになつてゐる。しかし、あなたの方の指導がもっと徹底しておるならば、そういうむだな精力を消耗するようにならないわけなんだ。ところが、指導というものがあまいのかどうか、あえて私は、あまいであらうと、こう指摘をしたい。そういうのは一切認めないのだというふうな基本方針をびしりと確立するならば、林業もそういうことをしようかなんという考へ方を起さなかつたと思ふ。

そのために、そんなことはやめてもらいたい、造船不況の中において中小の造船がせつかく国の指導に従つて協業化をやつてゐるのに対して、そういう大資本が一たん新しい設備をし、それが余つたからそれをまた別のところに回送してやるなんというところはけしからぬじゃないかと、あつちこつち陳情したり、大変苦勞したわけだ。そういうふうなことで林業の問題は一応解決をしたから、別にそのことを改めて調査したりなんかされる必要はありません。林業の方も、私も会つたのだけれども、非常に物わかりがよくて、そういう無理はしませんというので引つ込んだのだけれども、やはりあなたの方がかつと強力に推進して基本方針をきちつと確立しておるならば、そういうような考へ方なんか起さなかつた

であるかと私は思う。そういう点において指導上あなたの方に欠けているところがあるから、今後はそういうような混乱を起ささせることのないような指導をしてもらいたいと思ふのだけれども、いかがですか。

○間野説明員 確かに先生の御指摘のようなことがあつたこととございませぬ。私どもの方といたしましては、原則的に施設の施設につきましてはスクラップ・アンド・ビルドという原則を強く堅持しておるつもりでおつたわけでございますけれども、そういう不都合があつたとすれば、まことに御迷惑をかけたと思つておりますが、今後と、特に不況でございませぬので、スクラップ・アンド・ビルドという政策は強く堅持してまいりたいと思つております。

○中村(重)委員 長崎の問題はそれで解決したのだからいいです。ほかにそういうようなことが起らないように、むだな精力を消耗させるといったようなことがないようにしてもらふねと、非常に経営上阻害要因になつてくるということ指摘しておきます。

それから、船舶の解体を新しい不況対策としていま取り入れようというふうな動きが中小造船の中に非常に高まつてきているのだけれども、かといつて、古い船を買わなければならぬ、その費用、それから解体の費用、こういうことになつてくると、採算上なかなかうまくいかないのじゃないか、したがつて、国が補助をしてやる必要があるのじゃないか。それから、運輸資金というものが長期低利でもつて貸付をしていく。それから、組合が共同で購入をする、そして今度はその解体をしていく、それからまた売らなければいけません、そのためにはやはり運輸資金というものが必要になつてくる。そういう点について、採算がとれるように国の補助をする用意があるかどうか。それから、いま申し上げたように、解体をするに伴つて、個々の企業に必要であるいは組合にしても長期低利の運転資金が必要だが、そういう融資に應ずる用意があるかどうか、いかがですか。

か。

○間野説明員 確かにいまおつしやいましたように、船舶解体業と申しますのは、そのコストの大半を占めます解体用船舶の値段が非常に変動いたしますし、それに伴つて製品でございませぬスクラップ価格というものが非常に変動いたします。そういうことがございまして、採算の見通しを立てることは非常にむづかしい面がございまして、かつ利幅も現状では恐らく非常に薄いのではなかるかと予想されます。

特に、新たに解体業を開始するということがございませぬので、これが定常状態になつておるときですとよろしいのですが、初年度におきましてはとにかく解体用の船舶を買わなければならぬ。その資金負担に見合う取入がないという状態が初年度でございませぬので、初年度の船舶解体用の資金につきましては、政府系の金融機関から長期の金を融資していただき、そしてその金利がわりに高うございませぬので、その金利負担を軽減すべく、利子補給と申しますか、何らかの助成措置を講じたいと思ひまして、来年度に予算を要求いたしております。

○中村(重)委員 いまはよく聞き取れなかつたのだけれども、やはりそういう非効率の船舶であるとかあるいは老朽船舶というものを買い入れることは、働いている労働者は首を切らないうことには、働いている労働者は首を切らないうことには、働かなければならぬという考へ方が先行するわけなんだ。そうすると、これは失対事業類似の事業だと私は思つてゐるので、当然国からの助成というものはなければいけないと思ふ。いまのお答えは、来年度予算の中において、そういう助成をするための予算を要求してゐるのだということだつたのですか、もう一度お答えください。

○間野説明員 どの部分に助成する予算を要求しておるかという点をちよつとくどく申し上げましたので、おわかりにくかつたかと思ひますが、船舶解体業が採算に乗るようになるために国からの助成を検討いたしておりますので、その助成は、解

体用船舶の購入資金の金利の一部を補助するということでも助成金を交付したいと思っております。

○中村(重)委員 これは金利の一部負担なんて、そうけちったことじゃなくて、助成をするための予算措置というものは当然講ずる必要があるということだと私は思うのです。もっと積極的な対応策を講じてもらいたいですね。

それから、私が申し上げた個々の企業あるいは組合にしても、購入、それからこれを売りさばく、そのためにはあなたの方では利子の一部負担なんていうような非常にけちったことでは余り大きくこれ期待できないじゃないかと思うので、長期低利で相当大幅な資金の準備が必要だろうと思うのだけれども、その点いかがですか。

○間野説明員 初年度の規模でございませうけれども、百二十万総トン程度の船舶を購入して初年度に解体したいという計画でございまして、これは実現可能性があると思っております。

それで、その実施の主体でございませうけれども、先生のおっしゃいましたように、造船下請を中心にしたしまして、恐らく協業組合といったようなものをつくって実施するということになると思っております。そうして、これを実施していく上に国からの助成も確かに必要でございませうけれども、設備とか技術とかそういう面で元請の企業も不可欠であると思ひまして、そういうことについて元請もできるだけの援助をするよう、私どもの方から話を持ちかけております。

それから、金利保証程度では非常にけちな話であるという御指摘でございませうけれども、できることならば自立しているのが一番いいわけでございます。解休業というものは当面雇用ということとでわれわれ考えておりますことはもちろんでございます。いざいざは資源の再利用といったようなことから当然見直されるべき新しい事業でございませうので、余り直接補助というようなことは考えないで、初年度の資金負担さえ乗り切れれば後は自立できるというようなかっこうで持っていきたいとわれわれは考えております。

○中村(重)委員 どうもそれじゃ物足りないと思ひますが、通産大臣、いかがでしょう。あなたは海運、造船の権威者なんだけれども、いま議論されたようなことについても当然関心を持っていらつしやることだと思ひます。いま運輸省から答えられたような消極的なことではだめだと私は思うのだけれども、いかがですか。

○河本内務大臣 いま造船業が非常に不況に陥っております。こししばらくは続くと思ひます。直接の労働者は約二十万というふうに承知しております。関連事業あるいは下請事業を入れますと数十万の労働者ということになりますので、非常に大きな雇用問題だと思ひます。そういうことでございませうので、新しい仕事の分野としていまお話しした解休業を造船事業の中に取り入れたいと思ひます。しばらくの間それを継続するというアイデアは私は非常にいいと思ひます。業界からも強い要請が出ておりますので、それを受けて、運輸省の方ではいま課長が言われましたような対策をお立てになつておられるのだと思ひます。しかし、いまお聞きしますとやや小規模である。百二十万総トンというところでございませうが、初年度でありますから試験的にということであるかも知れませんが、やはり雇用問題を解決するという立場から、もう少し大規模にしましても日本の現在の経済規模からいいますと軽く吸収できる、こういうふうにお思ひますから、通産省といたしましても、運輸省の積極的な態度ということを期待をいたしますと同時に、そういう場合には協力しまして政策を進めていきたいと思います。

○中村(重)委員 不況対策との関連もあつて、むしろいまから申し上げるように、不況対策ということよりも振興策ということを検討されてきておつた問題は、船舶の安全性を向上させるためにタンカーの二重底の設置の問題であるとか、LNG船の受注の推進であるとか、その他対策が講じられてきたのだけれども、最近のこれらの点に対する状況はどういうことなんでしょうか。

○間野説明員 LNG船につきましては、何分に

も新しい技術を使ひました船でございませうし、それから非常に多額の資本を要する船でございませうので、その建造、運航に伴ひましてどういった問題があるか、そういう問題を詰めてまいりたいというふうにご考慮を願ひます。

それから、先生御指摘のタンカーの二重底の問題でございませうけれども、これは二重底という問題が一つあり、それからもう一つ、分離バラストタンクと申しまして、タンカーに積むバラスト水は油タンクには積まないで全く別のタンクに積みまして、油と水が混合することを避けるというアイデアでございませうが、これは一九七三年の海洋汚染防止条約に取り入れられまして、七五年以降建造されるタンカーについてはこれが強制されることになっております。ただ、最近の不況との関連におきまして、条約によって適用になる船以外の船についてもこれを適用したらどうかというふうな話が出てございませう。これはロンドンにございませう政府間海事協議機構というので検討いたしております。こういう問題は、船舶というものが世界各地を回るものでございませうだけに規則は統一されたものでなければ困りますので、加盟各国一堂に会しまして、どういった対策をとるかというふうな点をあわせて検討いたしております。

○中村(重)委員 このLNG船はまだ国内で建造してない。全部輸入なんですね。ところが、日本の造船技術というものは私は相当高度なものがあつたのだらうと思ひのだけれども、現在の輸入というものは二百四十万トン、十年先には何か四千二百万トンの輸入というのが見込まれていられるというふうにも伺つていられる。この現在の輸入量と見通し、それから、日本の造船技術が非常に高度であるのかかわらず日本の船を認めないという点は、まだ技術的に問題があるというふうに考えられていられるのかどうか、その点をもう一度詳しくお聞かせ願ひます。

○間野説明員 LNG船につきましてはわが国の造船業は確かに出おくれまして、まだ建造した実

積はございませうが、川崎重工の方でノルウェー向けに三隻ほど受注してございませうので、いざいざこれを建造する段階になると思ひます。そういう意味で、建造技術につきましてはおおむね問題は解消したと思ひますが、先ほども申しましたように、何分多額の資本を要するものでございませうし、その運航についてリスクが経済的なリスクも含めましていろいろございませうので、国内船主がLNG船を持ち運航するについてはどういった問題があるかというふうな点を中心に、現在検討をしておる段階でございませう。

それから、LNGの輸入の見通しにつきまして、これは私も通産省の資源エネルギー庁の方からちようだいたいの資料でございませうので、あつたは少し古くて最近はお変わつておるかと思ひますが、いただいてわれわれ了解してございませう資料では、五十年に五百万トン、五十五年には千九百六十万トンぐらいになるのではないかとというふうな見通しをいただいてございませう。

○中村(重)委員 この問題が国会で議論されるようになってからもう二年以上になる。いまあなたがお答えになつたような、検討をしてみることである程度であった。二年間も検討しているのだから、ある程度の見通しは立つていられるのだけれども、いかがですか。

○間野説明員 先ほども申しましたように、安全基準も含めまして建造技術ということについてはほぼ解決してございませう。もうおおむね問題はなくなつたと理解してございませう。ただ、再々繰り返しますように、一隻当たり四百億円とか四百五十億円とかするような船になりますので、万一これが動かなくなつたときの不稼働保険と申しますか、そういう手当てをどうするかとか、そういう運航上の問題は非常に多うございませう。果たしてそれを無理してつくつてまで日本にそれだけの利益があるか、持っている船主の船を使えばいいではないかというふうな議論をなす人もおられます。現在の段階では運航上の問題に煮詰まつてございませう。その問題について検討しておる

がかえって衰退業種を定義づけたというような印象を与えることにもなりかねません。むしろ少しふんわりしておいて、そういうような包括的な業種の中から新しい転換の芽を育てていくというより、なやみの方の方が実際的であるし、また印象としてもいいのではないかと考えておるところでございます。

○中村(重)委員 それから、認定申請の要件として、炭鉱閉山なんかの場合は労働組合との団体交渉でその承認を受けることになるのだけれども、この場合には労働組合の承認というのは必須条件ということになりますか。

○岸田政府委員 転換が円滑に行われるためには、やはり転換に必要な情報が的確に得られ、その情報をもとに入念な計画づくりをし、そしてそれを推進するための必要な資金が確保される、こういった条件のほかに、やはり従来からその職場で働いていた従業員の方々の理解と協力ということが特に大切なのではないかと考えておるところでございます。経営者の方、従業員の方が、従来仕事をしてくられて、どうもいまのままでいいのでは余り先の楽しみがない、むしろ新しい分野へ転換することによって中小企業がさらに発展できる道がある、こういった場合に何とかこれを手助けしようというのがこの法律の趣旨でございます。そうであるとするば、やはりこの立法の基本的精神において、何とか従業員の理解と協力が裏打ちになるような形で運営をしていきたいものだと思っておるところでございます。

具体的に申しますと、いろいろ計画の相談にあずかる時、あるいは都道府県知事が計画の認定をいたします際に、事情をよく聞きまして、従業員等の態勢はどうなっておるか、ひとつやろやろというふうな態勢まで来ておるかどうか、この辺のところをチェックして計画を推進するように指導してまいりたいと思っております。

○中村(重)委員 おっしゃる通りに、働いている従業員は、そこで自分の生計を立てていくという願望を持って働いているのだ。それを経営者の一

方的なこと、労働者が何の発言もないということとは困る。ましてや、法的な労働組合というものがあつた場合は、やはり法的な面からの保護というものも当然尊重されなければならぬということですね。ですから、いまお答えになりましたように、混乱が起らないように円滑に転換ができるように、これはやはり必須要件という形にして対処してもらいたいというふうに希望しておきます。

それから、転換先についての指導というのは、まず具体的にどういう指導をしていくつもりですか。これはあなたの方は、今度は業界、業種全体が行くのではなく、構造政策といったようなものではないので、あくまで個々の企業の意思によって決めるのだからということから、その融資の要件というものは金利は八割だなどというふうな私に考えているのだけれども、何かさわるぬ神にたたりなしといったような感じを持っているような気がしてしょうがないのだ。だから、強力に指導するつもりなのか、あなた任せといったような考え方で参りになるつもりなのか、その点いかがですか。

○岸田政府委員 転換先はどういう業種を選ぶかというところは、まさに中小企業の方々が一番知恵をこらし、その中小企業の独自性というか、自主性を発揮される重大な局面になるだろうと思っておるところでございます。ただ、その場合に、役所としてどこへ行きなさい、ここへ行きなさいというふうなことを具体的に指示するのは事実問題として不可能でございますし、むしろ中小企業の方々の持つておられる本当のバイタリティーを生かすゆえんでもないような気がするわけでございます。したがって、転換先については、一応幅広く自主的に選べるようにしていきたいと思っております。

ただ、そうは申ししても、逆にこういう業種はぐあいが悪いという業種も幾つかございます。と申しますのは、たとえば転換先の業種におきま

して団体に基づく安定命令のうちの数量制限、設備制限などをやっておくというふうな業種では、いま、いわば業界ぐるみ一生懸命になって体制の立て直しをしておる最中でございますから、こういうところは転換先として適当でないように思います。そこまですまなくても、風俗営業の取り締まりの対象になるような業種というの、特に積極的に推進するのはいかかというふうな気もいたします。さらにまた、安定命令まで至らない段階で、安定事業あるいは合理化事業をやっておくというふうな業種もござります。こういった場合には、業種の内容をよく見まして、本当にこの転換を進めていかどうかということをお願いの認定をする段階でよく見きわめた上で進めていくように指導していきたいと思っております。

○中村(重)委員 あつちに行きなさい、こつちに行きなさいというふうな強制に近いようなことをやるというところは適当ではない、わかるのです。まあしかし、それもやみくもじゃ困るのだ。ある程度、こういったような業種はこういう状況にあるのだとか、やはり広い意味のコンサルタント的な役割りを産産省が示していくという親切心、親切な行政というものが私は好ましいと思っております。ですから、その点は、おたくはあくまで個人の意思だということ、あなたの方の法律案の中身をいっても、提案理由の説明——これは大臣が読むのだから悪いのだけれども、提案理由の説明を見ても、いただいておる資料を見ても、逃げばかりを打っているような気がしてしょうがないのだ。そういうことではなくて、もっと積極的に取り組んでほしいというふうに思います。

それから、先ほど佐野君からも質問しておりましたが、事業転換に伴っての既往の債務、それから土地、建物、機械器具等、これをどうするかというところが厄介なんです。せつかく転換をして、既往の債務というものをしよっている。それをなくし、土地、建物というふうなものも直ちに資金として新しい企業の中で生かされていくというふうなことが、いいところへ行つたのだけれども、既往の借金のために身動きがでなくなつて、そしてつぶれてしまふ、失敗するということがある。だから、工場再配置法の場合にもこれは買い上げの道が開かれているわけだし、それから対米繊維輸出自主規制、それから臨時繊維産業特別対策にかかると特別措置といったようなもの等々いろいろあるでしょう、これらのものの既存の法律に基づくところの行政措置というふうなこととあわせて、何か余りむずかしい条件をつけないで、やはりせつかく転換したならばその転換先で成功するように、できるだけ身軽くしてやるというふうなことでないといけないと思つただけだけれども、その点いかがですか。

○岸田政府委員 先ほどのお尋ねの中で、やはり親切に相談に乗ってやるのが大切だという御指摘がございました。私、まさにそのとおりだと思います。企業の方々が、自分はいまこういう状態を持ち、こういう従業員を抱え、こういう状況であるけれども、これを前提にして考えたら、こういう業種がいいかとも思うし、ああいう業種がいいかとも思う、そういうことで御相談に見えたときには、やはりそれぞれの業種について私どもの持つております知識を十分に提供しまして、それはこれでいきましようというところまで計画づくりのお手伝いをするような気持ちで相談に乗るようになりたいと思っております。

それから、転換に伴う金融の問題でございますが、従来の事例をいろいろ見ておきますと、計画も十分練らずに新しい分野へ飛び出して行ったというところでは、一年はいいけれども二年目から苦しくなってしまうというふうなケースも多いわけでございます。むしろ計画は事前に十分慎重に練つた上で、計画自体の進め方も段階的にやるというところが一番実際的でもありますし、手がたい方法になるのではないかと考えておるところでございます。

それでも、当然転換に伴って新しい資金が必要でございます。こういう新しい資金需要に対応いたしまして事業転換貸付制度が用意をされ、これ

によって普通の貸出限度を超えた新しい貸出がで
きるようになっておりますし、また保証の面でも
特別の別枠を用意して、市中金融機関から新しい
追加融資の道が開けるようにお手伝いをしており
るところでございます。これらの資金的な対策にお
りまして、従来の仕事を逐次後退させながら新し
い分野へ前進を図ることが大計計画的に進
められるのではないかと考えておるところでござ
います。金融の問題については、なおよく気をつ
けて指導していきたいと思っております。

○中村重委員 それは慎重の上にも慎重を期し
ていかなければいけないのだけれども、私が質問
したことにずばりお答えをいたしてくださいと、旧
債務については買上げをやるのですか、やらない
のですか、どうするのですか。

○岸田政府委員 買上げということになります
と、この法律のように非常に一般的な法律では
ちよつと手が及びかねるのではないかとこの感じ
がいたしました。ただ、それは申しましたも、転換
の場合に、いままで使っておりました主要な設備
がこれからは使わなくて済むというようなケース
が当然出てまいるわけでございまして、これに対
する手当てが必要であろうという事は御指摘の
とおりかと思っております。

こういって場合に対応いたしましたして、用意しま
したのは、一つは税制上の措置でございまして、
転換計画に従っていままで使っておりました設備
を処分するといふような場合には、残りました設
備も耐用年数期間が相当長くあります場合でも、
この転換計画期間中に償却が終われるように、税
制上の特例を用意いたしました次第でございませ
ん。それと同時に、事業協同組合であるとかある
いは商工組合等の組合ぐるみで不要設備を廃棄す
る、こういった場合もケースとしてはあり得るか
と思っております。このような場合には、中小企業振興
事業団の高度化事業の中で用意されております設
備共同廃棄事業の対象とするのによつて、助成
比率も非常に高く、また金利の面でも無利子の融
資が受けられる道を開くよう予定をいたしてお

ます。

○中村重委員 転換をするといふときには、も
うどうにもならなくなつて転換するわけですよ。
にもかかわらず、慎重におやりなさいよ、十分段
階的にやらなければだめですよ、いま持っている
既存の機械とかあるいは建物とか、そういうもの
はできるだけ償却を早くするようにしてあげます
よ、そういうようなことで、転換を本当に計画的
にしていくような企業が数多くあると考へます
か。いまあなたが言われるような形で転換をやる
のだったら、そうではなくて、やはり現在の企業
の中でもできるだけ事業を続けていくというよう
なことになるだろうという気が私にはするのです。
結果的にどうなるかわからないけれども、

それは慎重にはやらなければならぬけれども、
工場再配置法というようなものもあつて、国が買
上げの道を開いた、これは野心的な政策とも言
われてきたのだけれども、そういうことをやって
いるのだから、現にそういう法律があるのだから
ら、こういう事業転換法というものをあつたか
ら、成長時代における経営健全化を図っていくとい
うように、私はこういう政策というものは両面がな
ければいけないと思つてますよ。しかし、あなた
のいまの答弁は、何かしら逃げを打つていけるよ
うな感じがしてならないのだ。そういうようなこと
では、この法律に何が期待できますか。転換をし
ていかなければならぬような中小企業といふもの
は、そういう余裕はもうないのだ。私は、もっと
強力な施策が講じられなければいけないと思つて
ます。大臣、それは思ひませぬか、いかがです
か。

○河本国務大臣 いま議論になっておりますよう
なことのほかに、金融面なんかもぜひいふん思
ひ切つた援助をするといふことになっております。
でありましたから、全体を総合的に考へただけ
れば、相当積極的に取り組んでおるわけござい
ます。しかし、せつかつの御提案でございませ
んか、今後の大きな課題として引き続き検討させ

いただきます。

○中村重委員 私は、岸田長官のお答えの中か
ら、いまの中小企業金融公庫あるいは国民金融公
庫の構造政策資金の融資枠から貸し出しをするの
です、そういうことになったのだと思つただけ
でも、この資金枠といふものは、この事業転換法
案が成立をする、そして転換を推進するといふ考
え方の上に立つて用意されているのじゃないので
すよ。そうすると、この法律案が通つて制定され
て、そして今度はそれに呼応して転換企業が出て
きた、そういう場合に、この資金枠をもつて足り
ないという考へ方、これはまあ今年度は大したこと
はないから五十二年度あるいは五十三年度とい
うようなことで手当てをしていけばよろしいのだ
という考へ方の上に立つていけるのですか、いかが
ですか。

○岸田政府委員 中小企業金融公庫及び国民金融
公庫の融資につきましても、私どもは構造改善枠
といふところから現実の問題が起つたときには
使つていく予定にいたしておりました。構造改善
枠はいろいろの目的のためにかなりある程度ゆとり
を持って組んでございまして、もし進行してま
いります程度でもまだまだ十分であるといふ
ときには、これをさらに追加することによつて、大
体この転換に関する現実の需要にこたえていける
ようにしたいと思つておるところでございます。

先ほどのお話の中で、本当にせつぱ詰まってお
るといふところで転換になつたらどうするのだら
うかといふお尋ねがございましたが、私どもは、
やはりこういう問題については、本当にどうし
ようもなくなくなつてから転換をするといふことでは
なくて、ある程度体力の余裕のあるときにこのい
ろいろな助成策を背景に具体的な転換が行われる
ようになるといふことの方が、はるかによい転換
ができるように思ひます。その意味からいしま
すと、なるべく早目に相談に来ていただき、また
的確な指導を早目に行ふことによつて、いまのよ
うな問題を解決できるのではないかと思つておる
ところでございます。現に私どももこのころにもい

ろいろな業種から相談に見えておりました、それ
らの具体的なケースについての相談を積み上げな
がら、それがひいて個々の中小企業のい意味の
転換につながるように指導してまいりたいと思つ
ておるところでございます。

○中村重委員 それは私は何もせつかつちに転換
をしなければならぬ、そうさせなければならぬと
も言つてないのです。しかし、一千万円以上の負
債によつて倒産をしている企業といふものが、御
承知のとおり年間一百万件を超えるという状態に
あるのですよ。だから、いまあなたが期待をして
いるような形の転換といふものもそれはあるだろ
う。そうではなくて、もう現在の構造不況の中
でも、どうもできなくなつて、政府の特別な保護措
置もない、こういうことで倒産をしていっている企
業といふものがあるのだといふ現実の上に立つ
て、そういう状態を回避するために、いまあなた
が期待するようなその方向の転換、あるいはいま
倒産をしていけるというふうな企業救済をしてい
くための転換、そういう両面が当然考へられなけ
ればいけないといふことを私は指摘するわけだ。

私が指摘するようないふことが現実だといふこと
をお考へになつて、それに対応し得るような対策を
講じていられるといふことが私は当然でなければ
ならぬと考へる。あなたは、転換の方法はどうい
う方法がいいのかといふ面だけを強調されてい
るが、現実に置かれていられる構造不況の中の中小企業
が非常にあえていられるその実態といふものに目を
つむるといふような、そういう考へ方であつては
私はいけないと思つた。だから、そういう場合に對
応し得る施策といふものを十分講じられる必要が
あるといふことを私は指摘をしていられるといふこと
を理解をされる必要があるだろうと私は思ひま
す。

もう一つ、その融資条件として利率は八%、そ
れから償還期間は十年といふことですね。団地
あるとか、あるいは高度化資金の融資によつてそ
の設備ができるような場合は御承知のとおり二銭
六厘、償還期限も十五年といふような形になつ

分の手でやろうとしていたわけですが、私どもの独自の調査で、日商岩井もそのことを認めています。事実、四十八年三月には、日商岩井は海運業に本格的に進出するという計画を発表しています。こうした動きを通産当局も承知してはいたはずだと思えます。この点、どうですか。知っておられなかったのか、知っておられたのか。

○橋本(利)政府委員 承知いたしておったようでございます。

○神崎委員 知っておられたということをお認めになりました。そこで、私どもの独自の調査によれば、日商岩井東京本社広報課長は、このプロジェクトについて日商岩井は逐一通産省に報告をしていたと語っています。重ねて伺いますが、当局は、日商岩井が輸送も引き受けたいと考えていたことは御存じであったのかどうか。

○橋本(利)政府委員 承知しておったようでございます。

○神崎委員 では、さらに伺いますが、四十八年の春には、日商岩井、通産省、その他の関係者でワーキンググループをつくって輸送問題を検討したことはありませんでしたか。あれば、そのグループの参加者と、検討した内容を明らかにしていただきたい。

○橋本(利)政府委員 そういった事実はなかったようでございます。ただ、当時本件をナショナルプロジェクトとして取り上げるということに決定いたしました段階におきまして、日商岩井に対して口頭でその旨を伝えてはおりますが、いま御指摘のようなワーキンググループをつくったということはないようでございます。

○神崎委員 次に、運輸省に伺います。

川崎重工が LNG 船用のタンク製造工場の建設に着手したのは、何年何月でしたか。

○間野説明員 川崎重工の方へ問い合わせましたところ、昭和四十八年十月十二日、既設の播磨工場に LNG 船用のタンク製造工場の建設を開始したとのことでございます。

○神崎委員 そのとおりであります。そこで、川崎重工がゴタース・ラーセン社から LNG 船の受注したのは四十八年五月でしたか。

○間野説明員 ゴタース・ラーセン向けに LNG 船二隻、四十八年五月二十一日に建造契約いたしております。

○神崎委員 その川崎重工は、さらに四十八年十二月にノルウェーから LNG 船を受注していますか。

○間野説明員 おっしゃるとおり、十二月にノルウェー向けにさらに一隻受注いたしております。

○神崎委員 では、日立造船は四十七年十二月六日、LNG 船用のタンクなどの製造販売の合併会社設立の申請をしていますが、その内容はどのようなものですか。

○間野説明員 日立造船と、CBIと略称いたしておりますシカゴ・ブリッジ・アンド・アイアン・カンパニー、その合併会社であります日立造船・カンパニー・アイ株式会社というものの設立新株の取得についての申請が、四十七年十二月に日銀を経由して提出されました。この株式取得認可は四十八年一月二十二日付でなされております。

○神崎委員 それは両社の持ち分は各五〇%ずつで、そしてその申請先は全部御存じですか。

○間野説明員 おっしゃるとおり、持ち分はおの五〇%でございます。申請書の提出先は、運輸大臣のほか、大蔵、通産、建設各大臣になされたと聞いております。

○神崎委員 そこで、以上で明らかになったように、四十七年から四十八年、つまりインドネシア LNG の開発輸入プロジェクトの交渉が行われているこの時期に、日商岩井、日立造船、川崎重工など各社が、LNG 船の建造のために活発な動きを示しています。一般新聞にも当時報道されている。当然通産当局もこのような動きは十分承知しておられたわけですね。

○橋本(利)政府委員 知っております。

○神崎委員 さて、再び運輸省に伺いますが、運輸省は四十七年九月、今後の外航海運対策のあり方について海運造船合理化審議会に諮問しています。この諮問理由の中には、無公害エネルギー源としての LNG の重要性にかんがみ、LNG 船の建造問題も検討すべき事項となっていると聞きますが、相違ございませんか。

○棚橋説明員 そのとおりでございます。

○神崎委員 ところで、四十八年当時、この海運造船合理化審議会委員の中には、日本興業銀行頭取の正宗猪早夫氏や通産省事務次官の両角氏が含まれておりましたか。

○棚橋説明員 先生の御質問は、海運造船合理化審議会そのものの中でございますか。——それでございませう。多分含まれておったと思っております。

○神崎委員 この審議会は、四十八年七月、審議会海運対策部会に LNG 船の小委員会を設置いたしましたか。

○棚橋説明員 先生のおっしゃるとおり、昭和四十八年七月十八日に設置することを決めております。

○神崎委員 この小委員会には、海運、石油、金融等の関係産業とともに、造船、電力、ガスの各産業界からも委員が参加していたのではないのでしょうか。

○棚橋説明員 おっしゃいますように、東京瓦斯の会長、電気事業連合会、石油連盟等の方が含まれております。

○神崎委員 では、この小委員会はその後どうなりましたか。

○棚橋説明員 同小委員会は、第一回を四十八年八月、第二回を四十八年十月に開きましたが、その後は開催されておられません。

○神崎委員 私の調査と全く一致しておりますが、なぜこの小委員会の検討を中断したのですか。

○棚橋説明員 同小委員会は、四十八年八月と十月の会議におきまして、それぞれ今後の LNG の見直し、LNG 船の輸送方式、LNG 船の運航体制、LNG 船を運航いたします場合の留意事項、そういったものの事務的な説明をいたしまして、それをもって中断をいたしておるわけでございます。

御承知のように、四十八年十月で終わっておりますが、その直後にいわゆる石油危機が起こりまして、石油タンカー等におきましては運賃の高騰の後の大暴落という非常に激しい変動があったわけでございます。また同時に、エネルギー消費量と申しますものも従来の予想と大きく違った動きを示してまいりましたわけでございます。

そういう意味で、LNG 船の必要性という問題について疑問と申しますか、不確定な点が多くなってきたこと、それから、当時予想されておりましたわが国への LNG の輸送のプロジェクトと申しますものが、その時期を境に一部分は延期等、不確定になってまいりましたこと、またそのときに具体的に予想されておりました幾つかのプロジェクトの中には、明らかに日本船を利用する可能性がないというような点等がございまして、当面、わが国の LNG 船をわが国の海運会社が保有するということについての意欲と申しますか、そういうものが著しく減退をいたしました。そういうような非常に変動の大きかった時期でございます。いましばらく様子を見た方がいいだろうということでも審議を中断したというふう聞いております。

○神崎委員 さて、四十八年度の運輸白書は、「造船工業」の各論の中で、LNG 船の建造について次のように述べています。「我が国においても LNG 船の建造体制を整備されつつあり、五十二年に十二万八千六百立方メートルの大型 LNG 船が我が国初の LNG 船として竣工する予定である。」と。この運輸白書は、四十八年十一月に国会に提出されているのであります。つまり、四十八年十一月、両角氏がインドネシアに輸送権を正式に認められたところ、運輸省は、わが国の LNG 船建造体制は整備されつつあり、五十二年には日本の大型 LNG 船利用が可能だ、こういう見通

う、非常にむずかしいプロジェクトでございます。当時のわが国海運業界としまして、当初は意欲はございましたけれども、非常にむずかしい問題だとして取り組んでいったことは事実でございます。

○神崎委員 ですから、先ほどの白書が問題になるのです。五十二年には利用する可能性の見通しが大きくなったと運輸白書で言い、そして小委員会をつくり、小委員会は二回しか開かないでそれはなくなりました。今度は海運造船合理化審議会に諮問したので、こういふ諮問をするような委員会が何の答申もなしに四年もほったらかしにしてそのままになっているのに対して、諮問した側は、何も返事はとらないとか、やめてくれとか、続けてやってくださいとか、客観情勢が変わったので、意思表示をするので、諮問するのだから、そういう委員会がいつや知らぬ間に消えてなくなってしまうというふうな状態の中に、いま状況判断とか推測という立場からあなたが答弁をされている。実際あなたは、四十八年のこの八月と十月のときにはタッチされていたのですか。

○棚橋説明員 まず、先生の最初のお尋ねの諮問しておいて答申がないという問題でございますが、先ほど先生からお話もございましたように、四十七年九月の諮問は今後の外航海運対策のあり方でございます。その諮問の理由の中の一つとして、無公害エネルギー源としてのLNGの重要性にかんがみLNG船の建造問題を検討するということになっておいたわけでございまして、その諮問そのものに対しては、四十八年の一月に海運造船合理化審議会が、このLNG船の問題には触れておりませんが、今後の外航海運対策のあり方につきましても、一応の答申をしておるわけで、先ほど申し上げましたように小委員会を設けるといふことになったわけでございまして、その部分で現在までまだペンディングになっておるといふ状態でございます。

なお、もう一つのお尋ねの四十八年当時私の前の課長の時代でございまして、私は当時の関係者から事情を聞きましてお答えを申し上げておるわけでございます。

○神崎委員 長官、先ほどの少数派、多数派の問題に開連があるのですが、中断した理由も全く理解できない。というのは、石油危機という事態は石油以外のエネルギー獲得の必要性が一層高まり、したがってLNGの開港輸入の重要性もますます強まっているわけですから、石油危機でそれがかわるものの検討作業をさらに急ぐというのが本筋だ。ところが、それが、やめてしまうという方が多数派になっておいた、これはLNG輸入が日本船でなければならぬ理由がない、こういうことを運輸省が言われて、そして日本船でやってはならない理由が何であったのかということになるのです。

運輸省は、自信がないからとかいろいろなこと、答申ももらわずに委員会もやめてしまったのです。そしてそのままたちが来て、そのとき石油危機があった。そうすると、その石油にかかわるべきもの、この場合であつたらいいわゆるLNGですが、これを早くその見返りに国内へ入れることがより積極的になっていくのが常識だと思っております。それを入れることの方が少数意見かというところ、これは常識的におかしな形であったのか、そういう形から中断されたのではないかという疑問が起ってくるのは私は当然だと思っております。客観情勢も主目的条件とも、その当時の客観情勢とも主目的条件とも、そして、それまでにずっと積み重ねてこられた計画も、こういうところに突然こういう形で消えてなくなってしまうというところは、もう一回言いますが客観情勢とも相入れない。それは行政当局としてはそのことについてはやはり相当強力で主張されたと思っております。

うのです。それが少数派であつてそのまま消えてなくなつてしまったというなら、それを進めていく作業の中で中断されたということは、何か背後から横か知りませんが大きな作用が動いた、こういうふうな疑念をのぞく得ないのですが、これについてどう思われますか。

○橋本(利)政府委員 海運造船合理化審議会の小委員会がどのような理由で二回で終わったかというところは、運輸当局がお答えになつておられるわけですが、私の立場といたしましては、いまの先生の御質問の点につきまして二つあると思つておられます。一つは、LNGをできるだけ多く開港輸入したいという問題と、それからそれをFOBで持ってくるのかCIFで持ってくるかは別問題だと思つておられます。

まさに御指摘のとおり、LNGを大量に開港輸入したいというのは、当時からいままも変わらないわれわれの考え方でございます。一つには石油依存度を下げたいという意味と、一つには公害対策として言われるところのクリーンエネルギーを確保したい、こういう立場でございまして、LNGを大量に引き取りたい、開港輸入したいという立場においてはまさに御指摘のとおりでございます。

ユーザリーなり輸送業者が非常に心配しておつたということも事実だろふかと思つておられます。最終的にはFOB契約という線が入れられずになった、結果としてCIF契約で入れざるを得なくなつた、こういうことではなからうかと思つておられます。

○神崎委員 第三の疑問は、通産当局の当初方針がどうであつたにせよ、インドネシアに正式に輸送権を認めるのが事実の追認になつていく、その点です。四十八年十一月に認められたのです。これより二カ月前、四十八年九月にブルタミナはパームと輸送契約を結んでおられるのです。したがって、両角・ラディウス会談では、インドネシア側が日本側に事後承認を求めたことになりま

す。そこで、これを日本側が認めるには何かの見返り条件をつけたのではないか、そう思つざるを得ません。何ら抗議もせず、格別の条件もなしに、日本側の正式承認を得ないでインドネシアがパームと輸送契約を結んだことを認めたとはいへない。どうして見返り条件をつけて事後承認に応じたのか、これをひとつ明らかにしていただきたい。

○橋本(利)政府委員 結果として日本側はおろざるを得なかつたわけでございますが、それは先ほど申し上げましたように、日本側でなかなか意見調整がつかなくかつたというところ、むしろCIF契約の方をよしとするユーザリーなりあるいは輸送業者の考え方があつたというところで、こういう交渉事というものは相手のあることでございまして、結果としてさうな事になつた。

それからもう一つは、当時の情勢をお考えいただきたいと思つておられますが、その直後にい

会社、すでに知られておりますように、パーマ・オイルと輸送権獲得をめぐる競争したと言われている会社が、日経新聞に大きな広告を載せています。IU子会社ゴタース・ラーセンのLNGタンカーは、二十年間液化天然ガスを日本に運びつづけます」と、こういう大宣伝ですね。

○河本國務大臣 私、その広告は見ておりません。

○神崎委員 見ておりませんか、認めませんか。

○河本國務大臣 見ておりません。

○神崎委員 何だったら、ここにコピーしていただきますから、後でひとつ大臣に見てもらって——それからありますか、これと同じもの。いま見てください。

大臣、見ながら考えていただいたら結構ですが、この広告の中で次のように書かれているのです。「LNG輸送における優位を保つためゴタース・ラーセン社は、さらに同型LNGタンカーを発注しています。そのうち二隻は日本の川崎重工」です。この「LNGタンカーは、インドネシアから日本への液化天然ガス輸送に採用してもらうため交渉がすすめられています。」こう書いてあります。この交渉とはだれに対する交渉なのか、どこのだれとこれを交渉しているのか、これは大臣、御承知ですかどうか。また、ゴタース・ラーセンあるいはIU社のこうした動きについて、大臣は何か感じられるものがありますかどうか、お伺いしたい。

○橋本(利)政府委員 ただいまお示しになりましたことし一月の、IUが新聞紙上に広告を出した、あるいはIUの会長が新聞のインタビューに応じておるといふ、こういった記事は承知しております。

ただ、輸送契約の当事者といましては、ブルタミナとパーマストの関係でございますので、これがどういふ経緯で出たかということは私たちが承知しておらないわけでございますが、

少なくともIU社は通産省に接触を図ってきておりません。それから、聞くところによりますと、当時日本側ユージーにも接触を図ってきたという事実はないようでございます。したがって、交渉の相手はだれかとおっしゃっても、私の方としては答えかねるわけではございますが、未確認情報で申し上げますと、昨年の暮れ、十二月ごろに、パーマ社側がゴタース・ラーセンに対してオファーをとったというふうな話は聞いております。そういってるところから、御指摘のような記事あるいは広告になったのじゃなかるかと思いがすが、少なくとも日本側として、通産省あるいはユージーサイドとしては関知しておらないことでございます。

○神崎委員 大臣、どうですか、ごらんになつて。

○河本國務大臣 私もその間の事情は知りませんが、いま長官が答弁いたしました、あるいはそのうであったかも知れません。

○神崎委員 どうも不鮮明、不明朗で、これではまずまずこの問題について重ねて追及していかなければならぬと思いますが、ことしの一月二十一日付の日経新聞の報道によりますと、IUインターナショナルの会長は次のように述べている。川崎重工で建造中のLNGタンカー二隻について、「インドネシアから日本へのLNG輸送に採用してもらうよう交渉している」「この交渉はインドネシアの石油会社、ブルタミナからの要請で始まったものだが、既契約の英国のパーマ石油関連の海運会社よりも輸送コストが割安なので、日本にとっても多大な利益となる」と述べたと書かれております。これは何を意味するのでしょうか。

輸送権を握っているのはブルタミナのはずです。したがって、IU社と契約するのは、パーマ社と契約するのは、ブルタミナの権限に属することです。にもかかわらず、ブルタミナの要請に基づいて交渉していると言うのです。この交渉相手とは日本側のことしか考えられません。日本

の新聞に広告を出すのもその意図に基づいていることと思えます。そうでしょう。これも日本の何かを説得しなければブルタミナとの契約ができないことになっていくことを意味し、裏づけておる。別の表現で言えば、そもそもブルタミナがパーマと契約したのも日本の何者かの力が働いたことで、パーマの輸送相手のIU社はそれを知っている、だから日本に来て交渉している、こういう実態が真相ではないかと私は判断するのですが、この点、大臣、私の判断は間違っていますか。

○河本國務大臣 この八月の追加融資の際に、LNGの購入の幾つかの条件、たとえば価格、数量、それから輸送方法等、日本側にとって不利な点がたくさんあったわけでありまして、それを追加融資の際にワンパッケージとして修正をいたしました。そのうち、輸送問題につきましては、つい先般のことでありまして、まだここに記録も残っておりまして、アメリカの造船所が当初の建造の価格をむちゃくちゃに上げる、そしてそのコストアップしたものを全部日本側に運賃を上げるように法外な要求をしておる、こういうこととございまして、それではLNGの価格がもとも高いところへもってきましてさらに高くなる、大変不利になるといふことで、一連の教カ条にわたる修正がなされたわけでありまして、その船の建造価格の引き上げというものは、その間の交渉のようでありますから、あるいはその間においてインドネシア側においていろいろ他との引き合い等を参考に行つたのではないかと、いろいろふり、いま私はいろいろお話を聞きましたし、まして想定をしたわけでございます。

○神崎委員 では、パーマと契約する際も、事前にパーマから日本側に働きかけがあったということも事実になってきますね。

○橋本(利)政府委員 ブルタミナとパーマストが交渉しておると申しますが、契約に到達する段階において、パーマストの方から日本側にコンタク

トをとってきたことはございません。

○神崎委員 では、ブルタミナとパーマはちゃんと四十八年九月に契約を結んでいるのです。にもかかわらず、パーマよりもわが社の方が日本のためにもなる、いわば契約変更、そこへまた割り込みの攻勢をかけてくるという事です。IU社も国際的大企業です。その会長がわざわざ日本に来て新聞広告まで出して割り込みを図っている。これは大変な力の入れようです。つまり、IU社は割り込みが可能であると判断しているから、ここまでするのだと私は思います。割り込みというふうな判断している、そういう見通しを持っていて、割り込みめると確信している、この確信の根拠となる何かがある、そういうものなしにこのような国際的契約の撤回や変更を求めて簡単に行動することなどはできない、こういうふうにかえるのが常識ではないかと思うのです。

輸送権に関する疑惑は、IU社の動きから十分に推察できることです。しかも、IU社が輸送権を持ったインドネシアに対して交渉するのではなくて、日本に来て交渉するということは、輸送利権の疑惑の一つのポイントが日本にあることを裏づけている、こういうことにはなりませんか。

大臣、あなたはことしの一月十九日に、川崎重工の一号タンク完成祝賀会に出席されました。そこでIU社の会長とお会いになったでしょう。大臣はIU社の動きにどのように対応されたのか、お伺いしたい。

○橋本(利)政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、この会長の発言の中にも「ブルタミナからの要請で」とございまして、これは、私が先ほど申し上げました昨年の十二月に第六船、第七船の発注がなされた関係から、未確認情報でございますが、ブルタミナがゴタース・ラーセンから見積もりをとったと申しますか、オファーをとったというのを意味しておるのだと思っております。かたがた通産省といたしまして、あるいは当時日本側のユージーとしても、コンタクトをとっておりません。向こうの方からも当然コンタ

クトは来ておりません。そういつたことからいたしまして、交渉と言ったのは本人に聞くより私としてはだれに交渉したのか申し上げられないわけでございますが、少なくとも当時の通産省あるいはユーザースайдに対してコンタクトをとってございまして、したがって、どうもこの意図でこの会長が来日したのかということも、これも本人に聞くよりわからない、こういうことでございます。

○河本國務大臣 一月でありましたか、二月でありましたか、日には忘れませんが、川崎重工とIU社主催のレセプションに私が出席したことは事実であります。それはLNGタンクの完成のレセプションというものでありまして、LNG船はタンク完成が一番のキープポイントだそうでありまして、そういう意味でレセプションがあるというので招待を受けまして、出席をしたわけでありました。

○神崎委員 そのとき、IU社の会長は大臣に何か言いませんでしたか。
○河本國務大臣 それは数百人の人が出席しておりますので、会場が大変混雑しておりましたし、私も一言あいさつだけをしてすぐ出たもので、それから、そういう話は一切ありません。

○神崎委員 では、最後に大臣に重ねてお伺いしますが、私はインドネシアLNG問題をやはりきちんと説明すべきだと考えます。そのためには、三木内閣、とりわけ河本通産大臣が誠心誠意そのための努力をされるべきだと思います。通常公表できない資料もやはり公表するとか、特別の努力をされるべきだと思うのであります。外務省としても改めて協議して、国際的疑惑を解明するための特別の外交交渉も行うとか、とにかく疑惑を解明する、その特別の努力をする手だてもやはり尽くすということがあると思っております。

また、いまもその人に会って聞かぬとわからぬと長官がおっしゃったように、ではその人を委員に証人として、あるいは参考人として来てもらって、その間の話を聞かなければならぬという

ことにもなりますが、やはり当時の通産事務次官の両角氏や、興業銀行の中山氏など当事者を直接国会に、いま申しましたように証人として、あるいは参考人とするかにして、やはり本人からこの間のところを聞かなければならぬ。そうでなければならぬ。これもこれは疑惑は残り、予算委員会などでも証人喚問の必要性を強調しておるのはい上の点からでもあるわけなんです。これがいろいろとマスコミをにぎわし、いろんな形で報道される、こういうような形になっている段階です。私、私は強く通産当局が国民の前にこの問題についてきわめて明確に、ガラス張りにいまして、いなければならぬし、国民の疑惑を、もし疑惑に値するようないないならばそれを立証するようなもの、反証するようなもの、そういうものをやはりここで公開すべきだと思うのです。大臣、これに對する努力はしていただけますか。

○河本國務大臣 このLNGの輸入は、御案内のように来年から二十年間七百五十万トンずつですから、非常に膨大な数量を長期間にわたって輸入するわけでありまして、かつまた、その使用者が製鉄会社、電力会社あるいはまたガス会社というふうに、わが国の基幹産業並びに国民生活に直接影響のあるところが全部使うことになっております。非常に大きな影響を持つております。そういう意味におきまして、先ほどもちょっと触れましたが、私は本契約の幾つかの不利な点を今度の追加融資の際に徹底的に修正をするようにという指示をいたしました。おおむね修正されたと思っておりますが、この問題はいろいろ議論等もございまして、事務当局に對しまして、できるだけ真相を明らかにして誤解を解くように、こういうことを強く指示しておりますので、外交案件等で相手方の了承の得られないものは別といたしまして、できるだけ文書等では公表したいと思っております。

○神崎委員 結構です。
○編賃委員長代理 近江巴記夫君。
○近江委員 この前の一般質問のところで、LNG問題につきまして質問したわけでありまして、まず、初めにお伺いしたいと思うのですが、そのときに聞きお聞きしたのですが、いわゆるパイプラインの問題でございまして、アメリカの方のいわゆる融資につきましても、さきさき、こういうことでの新会社はまたできたのだ、エネルギー庁長官のそういう御答弁があったわけですが、ふさわしくないかと向こうが判断したというのはどういう中身だったのですか。

○橋本(利)政府委員 アメリカで海運に對していろいろの助成策をとっておりますが、その中にマラドのタイトルイレブンというのがございまして、これによって融資保証が受けられるわけでございますが、その際の要件といたしまして、造船所、それから船主、それから実質オペレーターと申します輸送業者、こういった人たちがすべてアメリカ法人である必要がある、こういうことになっております。そういうところから、パイプラインはその線に該当いたしませんので、パイプライン・タンカーズの一〇〇パーセントとしてパイプライン・ガス・トランスポート・システムなるものを新設いたしました。これを通じて輸送体系を組み立てよう、こういうことになったと理解いたしております。

○近江委員 理由はそれだけですか、あなたが判断なさっておられるのは、パイプラインという会社自体がもっと複雑な目的でつくられた会社じゃないかというところが世間ではよく言われておるわけでございますが、このパイプラインの株主というのはどこどこですか。
○橋本(利)政府委員 ユーザーからの情報でございまして、パイプライン・システム・シッピングなるものは一九七三年に設立されておりましたが、株主がアメリカのパイプライン・システム・システムが八四・三七五パーセント、パイプライン・システム・システム、これも米国人でございまして、一〇・六二五パーセント、それからパイプライン・システム・システム、これは日本国籍でございまして、五パーセント、こういう構成になっております。

○近江委員 ここはだめだということで、この新会社ができておるわけですね。この輸送につきましてブルタミナが全責任を持つ。ここにおきまして恐らくアメリカ側が、ただ融資の対象としてふさわしくない。それは先ほど理由もおっしゃったわけですが、ここに国民は、こういう会社がつくられ、またいとも簡単にこの新会社が出来ておる、非常に不自然じゃないかという見方をしておるわけでありまして、あなた方は政府として、監督の立場として、もちろんこれはブルタミナが決めの問題であるとお思いであるとは思いますが、LNGが供給されるといふところにポイントを置いて考えておるわけではございまして、パイプライン自体がどうのこうのという問題よりも、むしろブルタミナサイドの問題であり、われわれとしてはブルタミナに對して安定供給を確保するようにという保証を取りつけねば、事実上われわれの目的は達せられるのではなからうかというふうに考えておるわけではございまして。

○近江委員 そこで、結局この新会社が発注しておる船の建造というものが来年度からの輸送には間に合わない、こういうような状態になってきておるわけですね。そうしますと、わが国の当初計画は挫折をすることになるわけですね。この用船の問題についてはどうもよくいくのですか。どういふふうになっておるのですか。
○橋本(利)政府委員 御指摘のように、ゼネラル・ダイナミックスにおける建造が若干おくれしております。この夏の輸送交渉の段階で、二隻を短期間チャーターすることによって、確実に来年の三月の第一船を確保するといふふうには決まっております。知いたしております。

○近江委員 それはどこから持ってくるのですか。
○橋本(利)政府委員 ゴタース・ラーセンとライフ・ヘーグそれぞれ一隻ずつと聞いております。

○近江委員 それはどこから持ってくるのですか。
○橋本(利)政府委員 ゴタース・ラーセンとライフ・ヘーグそれぞれ一隻ずつと聞いております。

○近江委員 それで、このゴタース・ラーセン社が日本の川崎重工に四十八年の五月にLNGの大

型タンカー二隻を発売しておるといふことを聞いておるのですが、これは事実ですか。

○橋本(利)政府委員 事実と承知しております。

○近江委員 このゴタース・ラーセン社が二隻を注文しておるわけですが、LNG運搬船は普通貨物船の約五倍と言われているわけですね。そうすると、二隻といふと建造費は大体どのくらい

の額になるのですか。

○間野説明員 ちょっと正確な金額を覚えておりませんが、大体二隻で八百億円程度と記憶しております。

○近江委員 八百億円と一口に言いますが、これは巨額なものでね。そうしますと、これは建造しても、LNGを具体的に運ぶというめどがなければ、八百億の投資ということになってきま

すと利子だけでもなかなか莫大なものですよ。そのめどはきちっとつけてやっているのですか。

それはどういふふうな報告を聞いていますか。

○間野説明員 現在、私どもの方でこういった巨額の投資を要しますLNG船の建造とか運航がどういった形態で行われているかというのを調査しておる段階でございますが、現実の問題といたしまして、いわゆる積み荷保証のないフリー船とい

うものは世界各国でかなりの量発注されておるようでございます。それで、川崎重工のものも、少なくとも当初はフリー船として発注されたものと了解しております。

○近江委員 これはいまもそういうフリー船ということなんですか。そういう情報は得ないのですか。どこかにめどをつけたとか、そういう話は入っていませんか。

○間野説明員 まことに申しわけありませんが、実は、船価につきまして少し高過ぎるのではないかとのお話がありまして、ちょっと議論しておりますので、質問を聞き漏らして、まことに申しわけありません。

○近江委員 高過ぎるといふと、訂正しなさい

よ、幾らぐらいですか。
○間野説明員 正確に調べましてから御回答申し上げたいと思います。実は、きょう先生から御質問があるということを知らずに御質問したものですから、用意しておりませんでしたので、早速調べまして御回答申し上げます。

○近江委員 これだけのタンカーですから、大体常識という線があると思うのですが、運輸省の皆さんが、そういう常識の線も出ないのですか。大体推定どのくらいなんですか、八百億円が高いとおっしゃるなら。

○棚橋説明員 常識的には、ただいま川重に発注されておりますのはかなり以前に発注されておりました。それ以後LNG船の船価が非常に上がっております。それとしまして、造船課長がお答え申し上げましたのは恐らくただいまの船価だと思

います。川重に発注されておりましたのはかなり以前でございますので、その当時としては大体一隻二百五十億ぐらいだったのではないかと

いふふうな推測をしておりますが、詳しくは調べましてお答え申し上げます。

○近江委員 この二隻の船は、大体予定ではいつごろできるのですか。

○間野説明員 現在、造船界不況で仕事がございますものから、LNG船に限りませんで一般的に工程をおくらせるというふうなことをやっております。それで、特にこの船につきましてはフリー船でございますので、再び納期が変更になるというふうなことがあり得るわけでございますけれども、一応来年早々には着工したいというふう

に川崎重工の方は言っております。

○近江委員 この川崎重工には三光汽船がどのくらい株のパーセントを持っておられるか、また大臣はいま三光汽船の何をやっておられるわけですか、ちょっとそういう関係を聞いてみたいと思

いますか。……

○河本國務大臣 三光汽船が川崎重工の株を持つておることは事実であります。私は、現時点で株数が幾らになっておるか、はつきりいまい記憶し

ておりません。相当数の株を持つておると思

います。それから、私と三光汽船との関係ということについての御質問であります。私は現在三光汽船と何らの関係もありません。ただ若干の株を持つておるだけあります。

○近江委員 大臣になられて、前はたしか社長となつていました。いまは関係はないわけですね、若干の株を持つておられる。

それで、私は率直にいろいろお聞きしておりますので、大臣もそういう気持ちでお答えいただきたいのですが、大臣は昨年の初頭、オーストラリア、ニュージールランド等公式訪問されました。その帰途インドネシアのジャカルタに寄られた、そのとき向こうのいわゆる首脳、プルトミナの人とか、そういう人たちと会われましたか。また、もしそこで会ったとした場合、どういふ話が行われたわけですか、ちょっと経過報告を聞きたいと思

います。

○河本國務大臣 昨年の四月末にバンコクで日タイ関係会議がございまして、それから引き続き五月の初めにキャンベラで日豪関係会議がございまして、その二つに出席をしたわけでありまして、そのバンコクから豪州へ行きまして途中、インドネシアを一日だけ公式訪問いたしました。四月の末であったと思

います。一日のことでありまして、わずから、行程はきわめて強行軍でありまして、一日の間にインドネシア大統領そのほか六、七名の閣僚等、重要人物とそれぞれ相当長時間にわたつて会談をいたしました。会談が終わるやいなやキャンベラの会議に間に合うために飛んでいったわけでありまして、そのときは三木総理大臣の親書をまず大統領に対して手渡しして、それから大統領並びに各大臣とは、懸案の一連の経済協力関係の問題、あるいは貿易を促進するとい

う問題、そういう諸問題について話し合いをしたわけでありまして。

○近江委員 一連の経済協力、貿易関係ということになってきますと、LNGの問題はナショナル

プロジェクトでございますから非常に大きいわけですが、そこではLNGの開発問題また輸送問題等が話し合われましたか。

○河本國務大臣 その席には、日本の須之部大使、それからここにおります橋本長官以下数名の幹部も、皆いづれの会談にも同席をしておりましたが、LNGに関する話は一切出ません。

○近江委員 それから、六月にインドネシアに対する追加の緊急融資三億七千万ドルをなされたわけでございますが、これはあなたが最高責任者としてなさったと思うのですけれども、このときはプルトミナが倒産するのじゃないかというふうなうわさも流れておりましたし、インドネシアがそうした負債を抱えておるといふ中でこういうことが行われておるわけですが、それについての懸念はなかったわけですか。どういふ分析をなさつてこういう融資を決定されたわけですか。

○河本國務大臣 このインドネシアへの追加融資につきましては、昨年の春、インドネシア側から約五億ドルの追加融資の話が出たわけでありま

す。その理由は、一昨年来工いたしたボルネオとスマトラのLNGの積み出し基地等に対する設備がインフレのために非常に上がった、十一億ドルという融資では間に合わない、五億ドルの追加融資をお願いしたい、こういう申し入れが、昨年の春ごろであったかと思

います。しかし、一昨年十一億ドルという融資が始まったばかりでありますし、しかも着工の直後にまた五億ドルという巨額の追加融資をしなければならぬということに對しましては、日本側とい

はいたしました。十分調査をしておつたわけでありまして、そういう関係で結論が延び延びになりました。最終的に決まりましたのはことしの八月の末でありますから、一年数か月かかったわけでありまして、最終の金額は約三億七千万ドルであつたと思

います。それは民間の融資等も入れまして三億七千万ドルでありますから、輸銀その他からの融資は三億二千万ドルほどであつたと思

います。

ユーザあるいは輸送業者が全くそういつた経験がないということからいたしまして、きわめて消極的であったというふうなことがございまして、当方としては御指摘のような方向でFOB契約を主導しようとしたわけでございまして、結果として輸送をアルタミナの方に任せるということになったわけでございまして。

○近江委員 これはアルタミナといっても、アメリカに建造させたりするわけですね。やはりそういう輸送を向こうに一方的にやらせる、しかもそういう当初予定しておいたものが消えて、新会社にしなればならぬというふうな、そこにいろいろな疑問というものが非常に生まれてくるのではないかと私は思うわけですね。わが国としてもそれだけの建造能力もあるんじゃないかと思っております。これはその時点ではそうであったかも知れませんが、せんけれども、さらに一遍ユーザなり何なり、運送業者とも詰めて、輸送等の問題につきましてはやはり再交渉なりそうしたことを考えていく必要があるんじゃないでしょうか、その点についてはどのようにお考えですか。

○橋本(利)政府委員 アルタミナは、本件の輸送体系といたしまして、バーマ・ガス・トランスポート社を輸送業者としてゼネラル・ダイナミクス社に発注しておられるという形で行われておりますので、いまの段階で、少なくとも本件につきましてはFOB契約に改めるといことは事実上困難ではなからうかと思っております。ただ、ことしの夏の輸送に関する当事者間の交渉の中におきまして、日本側といたしましては、一つは安全性の問題、一つはコストの問題がございまして、そのために、バーマ側とアルタミナ側で、ゼネラル・ダイナミクス社で用船を建造中の過程におきましても、日本側が立入検査をして安全性をチェックするということについても意見の一致を見ておりますし、それからコスト的な問題といたしましては、エスカレーション・プログラムをつけてまして、そのエスカレーション・プログラムの中身といたしましては、人件費だとか燃料費だと

かいわゆる直接運航に要する経費と、それから政府による仕様変更によりまして船を改造するその際の必要最小限のコストしか織り込まない、こういう形でエスカレーション・プログラムを限定的に運用するというふうになっておりますので、その限りにおいて日本側としてもかなり目的を達成したものと、いろいろに理解していかと思っております。○近江委員 この輸入価格の問題については是正の契約があったというのを聞いたわけでありまして、こういうことが問題になってこなければ、この点からいまして、これだけの膨大なプロジェクトをやっていくわけが、問題にならなければ、その点につきまして非常に不安を感じるわけでありまして、それから、この外務省の円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文を見ますと、「インドネシア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及び基金に対し、項目の実施の進捗状況を含むインドネシアにおける液化天然ガス開発事業の実施の進捗状況に関する情報及び資料を提供する。」と、こうなっておりますけれども、こういうことはいまままでしておりますけれども、何回ぐらいインドネシアに要求して、こういう情報なり資料を提出させたのですか。

○青木(慎)政府委員 交換公文に基づきます向この事業の進捗状況でございますが、基金とインドネシア政府間の契約に基づきまして、基金は向この対象事業の進捗状況に応じて借付を与えることになっておりますので、進捗状況についてはその都度大体把握をしております。○近江委員 それで、この前も長官に、どれだけ機関からどれだけ金が出ておるかということをお聞きしまして、はつきりしたこととありませぬが大体このくらいだと思ふという御答弁があつたのですが、きょうは関係各省皆来ているわけですから、経済協力基金あるいは輸銀、いろいろあるかと思うのですが、その内訳を全部言ってください。

○青木(慎)政府委員 まず、経済協力基金分について申し上げます。本年の九月末現在でございますが、バダク地区に対するデイスパースが二百十六億円でございまして、アルン地区に対するデイスパースは九十一億でございます。トータルで三百七億がデイスパースされております。○藤田説明員 輸銀協融分についてでございますが、これはすでに十月八日の商工委員会におきまして通産省の方からお答えがございましたように、第一次分について五億六千七百七十万ドル、追加分につきまして八千七百九十万ドル、合計六億五千五百六十万ドルがデイスパースされております。○近江委員 民間はどうなっておりますか。○藤田説明員 いま申し上げました数字は、輸銀及び市中銀行を含みました輸銀とその協調融資分というところでございます。○近江委員 このアルタミナの財政危機といいますが、倒産寸前という情報が流れているわけですか。たとえばアルタミナのタンカー三十一隻が世界じゅうにカタとして係留されておるといふようなことも一部情報として出ておるので、それだけでも、アルタミナのそういう状態については政府としてはどのように把握しておりますか。これだけの膨大な、あとまた追加投資もやるわけでしょう。追加投資というのはあとのくらいやるのですか。また、こういうアルタミナの状態について政府としてはどういふように認識しておりますか。

たのですが、きょうは関係各省皆来ているわけですから、経済協力基金あるいは輸銀、いろいろあるかと思うのですが、その内訳を全部言ってください。

○青木(慎)政府委員 まず、経済協力基金分について申し上げます。本年の九月末現在でございますが、バダク地区に対するデイスパースが二百十六億円でございまして、アルン地区に対するデイスパースは九十一億でございます。トータルで三百七億がデイスパースされております。○藤田説明員 輸銀協融分についてでございますが、これはすでに十月八日の商工委員会におきまして通産省の方からお答えがございましたように、第一次分について五億六千七百七十万ドル、追加分につきまして八千七百九十万ドル、合計六億五千五百六十万ドルがデイスパースされております。○近江委員 民間はどうなっておりますか。○藤田説明員 いま申し上げました数字は、輸銀及び市中銀行を含みました輸銀とその協調融資分というところでございます。○近江委員 このアルタミナの財政危機といいますが、倒産寸前という情報が流れているわけですか。たとえばアルタミナのタンカー三十一隻が世界じゅうにカタとして係留されておるといふようなことも一部情報として出ておるので、それだけでも、アルタミナのそういう状態については政府としてはどのように把握しておりますか。これだけの膨大な、あとまた追加投資もやるわけでしょう。追加投資というのはあとのくらいやるのですか。また、こういうアルタミナの状態について政府としてはどういふように認識しておりますか。

○河本國務大臣 追加融資の分も含めまして、総融資額は、先ほど申し上げましたように、総計で約十四億ドルでありますので、まだ相当残っております。〔武藤(嘉)委員長代理退席、委員長着席〕

それから、アルタミナの財政危機についてはいろいろな情報が流れておりますが、インドネシア政府側は、アルタミナは今後はすべて政府の責任において経営をするのだ、過去のことに対しても政府が全責任を持つ、そういうことを言っております。この件についての交渉は全部インドネシア側の担当大臣が行ってまいりましたわけでありまして、したがって、アルタミナの経営についてはいろいろ情報はありますけれども、私どもはインドネシア政府を信用いたしまして、インドネシア政府との取引である、プロジェクトである、こういう判断のもとに仕事を進めておるわけでありまして。

○近江委員 こうした輸入価格の問題であるとかあるいは輸送の問題等々、国民は何かさつきりしない、そういうものを皆持つておるわけでありまして。この前にも申し上げたように、こういうことはやはりナショナルプロジェクトとして、国民の前に変な疑惑がないようないつでもそういう中身については報告もできるというふうなすつきりした進め方をしたいだいたいと思うのです。それから、聞くところによりますと、マレーシアにおきましてはLNGの開発が計画されておる。日本に対しては年間六百万トン、今後出すというふうなことも言われておるわけですが、こういう計画についてはいまだどういふ話し合いが行われておるのですか。

○橋本(利)政府委員 マレーシアにつきましては、いま商社段階で話し合いを進めておるといふふうに承知いたしております。○近江委員 最初インドネシアにつきましても商社の段階でやっておったのでしょう。ところが、政府が食い込んできた。マレーシアについては、あなた方は基本的にどういふ考えを持っておるのですか。○橋本(利)政府委員 御承知のとおり、昭和六十年におきましてはLNGを四千二百万トンまで開発輸入したいという総合エネルギー調査会の答申があるわけでございます。現在入ってきておりま

すのが大体千四、五百万トン程度でございまして、今後まだ大いに官民で努力しなくちゃいけない立場にあるわけでございます。ただ、このLNGのプロジェクトと申しますのは非常に多額の投資を必要といたしますので、需要単位がある程度まとまってこないとなかなかこれが実行に移したいという面もあるわけでございます。したがって、マレーシアにかかわらず、そういう交渉中の案件がどのように進展するかということをおわれわれとしてはいまの段階では注視しておるというところでございます。なお、現在、御指摘のマレーシアについてはそういう段階でございまして、これをナショナルプロジェクトとして取り上げるかどうかといったようなことについては、いまの段階ではまだ検討はいたしておりません。

○近江委員 このインドネシアのLNGにつきまして、これだけ問題になってきているわけですね。ですから、こういう新たな問題も出かかってきておるわけでありまして、そういう疑惑を持たれないように政府として姿勢を正して今後やっていただきたい、これを特に要望しておきます。

それから次に、訪問販売等に関する法律について伺いたいわけですが、この中の三章におきまして、いわゆるマルチ商法が規制されることになっておるわけですが、この商法につきましては本委員会におきましては社会問題化した大変悪質な商法であるということで問題にしてきたわけですが、いままたそれによる被害が非常に多発してきておるわけでございますが、被害者数はすでに二百万人とも言われておるわけですが、衰えるどころか、業者側が最後の駆け込みというふうなことで巧妙、悪質になってきておる。被害の発生地域も、最近では都市よりも地方に多い。被害者層は、高校生を含む未成年者、大学生、主婦といった、事業知識経験のない層であるとか、社会的に弱者と言われようような人々が食い物にされておる、そういう実に悲惨な状況にあるということをお聞きしておるわけですが、こうした事態を関係当局としてはどのように把握しておられるか、お伺いしたいと思っております。

です。これは通産省と公取、また経企庁の三者からお伺いしたいと思います。

○織田政府委員 お答えいたします。最近の事情については数字的には正確につかみにくいのでございますが、警察当局に伺いましたところでは、法律が公布になりましたから、状況はかなり少なくなったというの一点と、私のところで消費者相談室というのがございますが、そこに四月から六月までに訪問販売関係で相談のあった件数は十一件でございますが、その中は訪問販売についての苦情が多かったです。第二、四半期、七月から九月につきましては同じく十一件でございますが、中身は苦情ではなくてマルチでございまして、マルチの勧誘を受けたけれどもどうしたものかということと相談があったような次第でございます。相談の件数は同じでございますが、内容が違っておりまして、その二つのことから、私の方でいたしましては法律公布後次第に被害が少なくなってきたかというふうな推測している次第でございます。

○熊田政府委員 公正取引委員会といたしましては、御承知のように昨年六月にホリデイマジックに對しまして警告をいたしました。こういうこともございまして、加えまして訪問販売等に関する法律が成立をいたしました。それによりまして最近では全国的な大々的なマルチ商法というものは減ってきておるのではなからうかというふうな考えをしておりますが、ただ、エー・ピー・オー・ジャパンの関係者が別の企業をつくりまして地域的に行動しておるというふうなものがございまして、現在でも公正取引委員会の大坂あるいは広島島の地方事務所において調査をいたしておるものがございます。

また、本局の取引課におきまして二つの会社について指導を行っておるというふうなケースもございまして、私どもはできるだけマルチ商法の根絶に向かつて独禁法を厳正に実施をしております。

○藤井(直)政府委員 企画庁の関係でございまして、国民生活センターにおきまして特にそういうような具体的な案件についての情報はございませぬ。それから、県段階でございまして、長野県の一部にそういう動きがあるように聞いております。

○近江委員 政府の掌握の仕方というものにつきまして、これはひとつも認識を新たにしたい。ただ、被害者対策委員会とかいろいろあるわけですが、先日も大阪では、いま公取事務局長がおっしゃったように、名前を変えたエー・ピー・オーの系列のそこに対して告発をしておるわけですが、そういうことも起きておる。全国的には非常に地域的にそういうように拡大してきておるわけですね。ですから、まずそれを皆さん方よく認識されて、もっと実態というものを強く把握していただきたい、これを特に要望いたしました。お聞きです。そういう少なくなってきたという考えは間違いです。それを申し上げておきます。

それから二番目に、これは六月四日に公布されて、十二月四日まで、いわゆる六カ月以内に行なわれなければいけません。こうなっております。十二月四日の期限までもう幾ばくもないわけでしょう。一日も早いこの施行を消費者、国民は皆望んでおるわけですね。その点、六カ月以内というところであれば六カ月いっばい、そういう遅々とした態度でいかどうかということなんですね。一日も早くこれは施行すべきです。その点、いま政府としてはどういふように作業を進めておるか。一日も早くやろう、そういううめどでやっておりますか。

○織田政府委員 お話のありましたように一日も早く施行したいと思っております。お話しもありましたこととございまして、なお一層努力したいと思っております。

ただ、現在の状況を御説明申し上げますと、現在で政省令を検討している段階でございまして、この後各省折衝、その後審議会に付議するということのようになっています。

○近江委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○織田政府委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○近江委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○近江委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○近江委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○織田政府委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○近江委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○織田政府委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○近江委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○織田政府委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○近江委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○織田政府委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○近江委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○織田政府委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○近江委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○織田政府委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○近江委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○近江委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○織田政府委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○近江委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○織田政府委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○近江委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○織田政府委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○近江委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○織田政府委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○近江委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○織田政府委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○近江委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○織田政府委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○近江委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということでは御勘弁いただきたいと思っております。

○近江委員 それでは、もうこれで最後にしたいと思ひますが、われわれとしましては、この法律の審議成立過程で、与野党一致で附帯決議をつけたわけですが、その中で国民への周知徹底ということをやったわけですね。そういう点で、今日さらに被害者が激増しておるということを考えてまいりますと、まだまだこういうPRが足りないんじゃないかと思ひますが、このPRの今後の態様につきましてお答えをいただきたい。その答弁を聞きまして、それによつて質問を終わるかどうかを考えたいと思ひます。

○藤井(直)政府委員 訪問販売法等の内容の周知徹底と、それからこれらの商法の危険性というものを一般に知らせることが、被害防止の上から一番重要だと思ひます。そこで、決議の趣旨も体しまして従来消費者啓発に努めてまいりまして、テレビでは国民生活センターの關係の予算、それから通産省の關係の広報予算、それから出版物につきましては国民生活センターの出版物並びに通産省のその關係の情報資料、こういうことで従来からやつてまいりました。これからも、テレビ、それからパンフレット、そういうものをつくりまして、強力にその趣旨を徹底してまいりたいと思ひております。

○近江委員 それでは最後に、大臣に、このマルチの問題につきまして一日も早く施行するように、また、いわゆる強力な対策をしていただきたいということ等について申し上げたわけですが、決意をお伺ひして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○河本國務大臣 御意見のように取り計らつていきたいと思ひます。

○稻村委員長 次回は、明二十日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後六時三十分散會